

令和7年第4回取手市議会定例会会議録（第4号）【速報版】

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和7年12月 5日午前10時00分				議長	山野井 隆
	散会	令和7年12月 5日午後 3時14分				議長	山野井 隆
出席及び欠席 議員の氏名  出席 21名 欠席 0名  凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊂公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長塚 美雪	○	13	欠	員	
	2	本田 和成	○	14	落合 信太郎	○	
	3	岡口 すみえ	○	15	欠	員	
	4	古谷 貴子	○	16	金澤 克仁	○	
	5	杉山 尊宣	○	17	欠	員	
	6	佐野 太一	○	18	山野井 隆	○	
	7	海東 一弘	○	19	染谷 和博	○	
	8	根岸 裕美子	○	20	佐藤 隆治	○	
	9	久保田 真澄	○	21	入江 洋一	○	
	10	鈴木 三男	○	22	赤羽 直一	○	
	11	関川 翔	○	23	遠山 智恵子	○	
	12	小堤 修	○	24	加増 充子	○	
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	事務局長	前野 拓	事務局次長	蛯原 康友			

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

指導課長	丸山信彦
生涯學習課長	秋山和也
消防本部警防課長	新倉正勝
管理課副参事	新倉持哲也
消防本部警防課副参事	下山利昭
安全安心対策課長補佐	真田幸彦
こども政策課長補佐	中村晃子

・

東京都消防局

令和 7 年第 4 回取手市議会定例会議事日程（第 4 号）

令和 7 年 12 月 5 日（金）午前 10 時開議

日程第 1 市政に関する一般質問

- ① 根岸 裕美子 議員
- ② 金澤 克仁 議員
- ③ 赤羽 直一 議員
- ④ 本田 和成 議員
- ⑤ 遠山 智恵子 議員

会議に付した事件

日程第1 市政に関する一般質問

- ①根岸裕美子 議員
- ②金澤 克仁 議員
- ③赤羽 直一 議員
- ④本田 和成 議員
- ⑤遠山智恵子 議員

追加日程 本田和成君の発言取消し申出の件

第 1

## 議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（山野井 隆君） ただいまの出席議員は 21 名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。定例会の配付資料につきましては、当日の会議開始までに市ホームページに掲載しておりますので御活用ください。

### 日程第 1 市政に関する一般質問

○議長（山野井 隆君） 日程第 1、市政に関する一般質問を行います。なお、執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは、反問しますと宣告して質問内容を深めてください。

議員各位に申し上げます。会議規則第 62 条第 1 項に規定されているとおり、一般質問は市の一般事務についてただす場であります。したがって、市の一般事務に關係しないものは認められません。また、一般質問は市長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。なお、これに従わないときは、地方自治法の規定にありますとおり、発言の禁止、議場外への退場を命じますので、ご理解願います。また、一般質問に関しては、従来からの申合せどおりに、答弁を含み 1 人 60 分以内です。また、1 回目の質問は 30 分以内で行うこととします。

それでは、質問通告順に従い質問を許します。

まず、根岸裕美子さん。

[8 番 根岸裕美子君登壇]

○8 番（根岸裕美子君） 皆さん、おはようございます。とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。通告に従いまして、一般質問させていただきます。まず初めに、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について伺ってまいります。第 3 回定例会では、産後ケア事業について一般質問をいたしました。長塚議員への御答弁では、年度内にウェブ申込みが整い、保健センターに赴く必要がなくなるとのことで、迅速に動いていただき、うれしい限りです。産後ケアは、生後 4 か月までのママと赤ちゃんが利用できますが、兄弟は対象外で一緒に利用することができません。また、上限利用回数 5 回は、非日常のほんの一瞬の休息であって、毎日の食事の支度や洗濯・掃除といった家事を支援することも必要と考えます。今まさに子育てしている世代に伺ってみたところ、「家事支援もいいが、お弁当を持ってくれるうれしい」という声もありました。現在、ホームページや子育てアプリ T o r i c o （トリコ）には、家事支援に相当する事業の掲載はないようですが、本市の取組状況を伺います。

[8 番 根岸裕美子君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

こども部長、助川直美さん。

[こども部長 助川直美君登壇]

○こども部長（助川直美君） 根岸議員の御質問に答弁いたします。近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、児童の健全な育成を図る上では、児童虐待の防止等を図り養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ養育環境等を把握し支援の必要性が高い方を適切な支援につなぐことが求められています。こうした背景から、国は令和6年度より改正児童福祉法を施行し、従来の養育支援訪問事業を保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直し、家事・養育に係る援助等の支援を行う子育て世帯訪問支援事業として新設し、実施を市町村の努力義務としました。子育て世帯訪問支援事業における主な支援対象家庭としましては、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、支援の必要性の高い妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭等としております。事業内容としましては、支援家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うもので、当市におきましては令和7年度中の事業開始を目指し、国の指針を参考にした事業実施要綱を制定し、実施に当たり、委託事業者と契約を交わしたところです。委託先としましては、高齢者や障がい者への家事支援事業等を実施している取手市社会福祉協議会に委託いたします。

[こども部長 助川直美君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 資料お願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番（根岸裕美子君） 今、御説明いただいたのは、こちらの子育て世帯訪問支援事業ということで、目的なんですけれども、こども家庭庁のホームページから持ってきました。「訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ」ということでございます。対象者を、まずは要保護児童対策協議会に上がっている世帯でスタートするとお伺いしております。虐待やネグレクトがある御家庭に訪問支援員が入っていくに当たっては、心理的拒絶感や抵抗感を持たれないよう、慎重に人選や研修の実施が必要と考えます。子育て世帯訪問支援事業実施に当たっては、取手市社会福祉協議会に委託するとのことですが、担い手の人選や研修についてはどのように担保する予定でしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 根岸議員の御質問にご答弁申し上げます。訪問支援員の人選や研修などの確保についてでございます。子育て世帯訪問支援事業の実施に当たりましては、家事・子育て等の支援に一定の水準が期待できる事業者へ委託をいたします。

今回委託する事業者におきましては、障がい者や高齢者に向けた身体介助を含む家事援助支援の実施について県の認可を受けており、継続的な実施実績がございます。また、支援を行う職員は、日頃から障がい者や高齢者に対し身体介助や家事支援を行っている職員です。研修につきましては、国が指針で示す基礎的な研修として、傾聴やコミュニケーション、個人情報の守秘義務の管理であったり、訪問支援の家事・育児支援の技術、それと救急救命講習や事故防止の講習などを既に修了している職員を派遣するように、契約仕様書にて求めております。派遣していただく職員については、既に基礎的な研修を修了していることも、事業所に確認しております。なお、主な支援対象世帯は、家事・子育てなどに対して、不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦であるため、必要な支援内容や配慮の必要な点などについては、委託する事業者と密に連携を取りながら家事・子育て支援を実施して、支援を必要としている家庭の不安や負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 対応を間違うと逆効果になりかねないと思いますので、しっかりと準備をし、密な連携をお願いしたいと思います。今や、子育て世帯全てが、一定程度は家事・子育て等に対して不安や負担を抱えているといつていいと思います。子育て支援として、誰でも必要なときはサービス提供してもらえる体制が必要と考えます。つくばみらい市では、ファミリーサポートを活用して、協力員家庭での預かりだけでなく、利用者宅へ訪問して支援も行っているようです。早急に体制整備を期待いたします。

次に、要支援妊婦の支援体制について伺ってまいります。妊娠中から支援をより手厚くすることが、その先の母子愛着形成や育児不安の軽減につながるのではという観点から、まずは要支援妊婦の支援体制について伺います。現状の数字を御覧ください。

資料お願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番（根岸裕美子君） この中には、昨日、佐野議員が質問された特定妊婦も含まれています。令和6年の手帳交付実績489名に対して、要支援者は96名という結果でございます。日本全体で若年層の特定妊婦の増加や、精神的に課題を抱える妊婦が増えているといわれていますが、取手市も若干増加傾向と思われます。取手市の現在の要支援妊婦の支援体制とその評価について伺います。現在の支援体制について、お願ひいたします。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） ご答弁申し上げます。妊婦面談を行う職員の人数体制につきましては、正職員保健師が2名、会計年度任用職員が1日当たり1人から2人の体制となっております。妊娠届出時には、全ての妊婦に対して対面での面談を実施しておりますが、要支援者を的確に把握するため、妊娠出産期のリスクアセスメントシートを利用し、面談員が個々に応じた適切なアセスメントを行っています。妊娠出産期に支援が必要となりやすい主なリスク要因としましては、家庭環境や生活歴、精神疾患や経済的背景などが挙げられ、特に複数の関係機関での支援が必要な妊婦の場合には、本人や家族の困り

事や意向、利用したいサービスなどを確認し、妊婦とともにサポートプランを作成した上で、妊婦に寄り添った支援を継続しています。また出産後は、サポートの主体が、こども相談課の親子支援係から保健センターの母子保健部門へと移行するため、出産前後に保健センターの職員と同行訪問を行って、妊婦ご本人とも顔を合わせることで、切れ目なく安心してサポートを受けていただけるよう努めているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、医療機関との連携については、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。市内の医療機関との連携では、JAとりで総合医療センターや、かんの産婦人科クリニックと、3か月に1回、定期的に連携会議を開催し、要支援妊婦や、医療機関で把握した支援の必要な妊婦に関する情報共有及び支援体制の検討など、市と医療機関とで綿密に連携しながら、早い段階での多角的な支援体制を構築しているところです。市外の医療機関につきましても、妊婦健診などの状況について確認し、早い段階でのリスクの把握に努めることができます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） じゃあ今、御説明いただきました事業について、どのような評価指針を持って振り返りや総括を行っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。要支援妊婦への支援も含めた妊婦等包括相談支援事業における評価指標につきましては、旧制度の出産・子育て応援相談事業と同様に、妊娠届出時面談、8か月時面談、乳児家庭全戸訪問等における面談、こちらの平均面談率を設定しております。令和7年9月末現在の8か月時面談の実施件数が206件となっており、令和6年度の実績89件を大きく超えることから、令和7年度の平均面談率も、昨年度の面談率18.5%を大きく超えると見込んでおります。と申しますのは、旧制度の出産・子育て応援事業においては、妊娠8か月時面談の対象者を希望する妊婦や、アンケートで高リスクと判断される妊婦のみとして実施してまいりましたが、今回国の制度改正により、令和7年度からは、妊娠8か月以降の2回目の面談を全ての妊産婦を対象に行うこととなりました。2回目の面談を産後に行う自治体が多い中、取手市では、妊娠8か月から9か月頃のタイミングで行うこととしました。そのため、出産を間近に控えた時期だからこそ抱える心配事やリスクを把握することができ、出産食でのフォロー、サポートが可能になり、個々に応じた効果的な支援につなげることができていると考えております。また、妊娠届出時の面談は、表情やしぐさ、雰囲気も含め、妊婦自身や家庭環境における課題を見出すための貴重な場となっており、妊娠サポート表や妊娠出産期のリスクアセスメントシートの結果とあわせまして、係内で協議し、要支援の有無を判断しています。そして、要支援妊婦と判断した場合には、個々の状況に応じた支援のタイミング、また、支援方法を検討し、電話や面談、訪問支援などを行っています。また、毎月実施する保健センターとの連携会議、こども家庭センター連携会議等の中で、進捗状況、支援方法

を検証・評価し、次回以降の支援方針の検討を行うなど、必要な支援が途切れないよう対応しているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ほぼ3回、ほとんどの妊産婦の方とお会いする機会をつくられているということで、大変よいというか——しっかりとされているとは思います。

もう1回、資料をお願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番（根岸裕美子君） もう一度こちらの資料を見ていただきたいんですけれども、今ほぼほぼ全員の方に3回会っているというお話をしました。そして、この要支援者については、右側の延べ人数の「訪問・電話・面接」というところで延べの回数があるわけですけれども、これを見ると、要支援というところで要対協の——この中には特定妊婦も入ってますから、その要対協でしっかりとフォローしているということは、昨日の答弁からよく分かつたんですけども、とはいえ、それを差し引きますと、訪問・電話・面接等もちょっと量が不足していると私は感じます。より積極的なアプローチが必要と感じますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） お答えいたします。妊婦が妊娠や出産のことを学んだり、不安や経験を共有する場としましては、保健センターで実施しているマタニティクラスやウェルカムベビークラス、健康づくり推進課が実施している、ママのからだとこころのケア教室、妊娠中から利用可能な子育て支援センターなどがありまして、知識の習得機会や、保健師、助産師等の専門職による様々な交流・相談の機会を提供しているところでございます。こども相談課における妊娠中の面談の際には、引き続き、保健師などが心身面の状況、不安、思いなどをしっかりと確認し、子育てガイドの活用や関係機関で実施している子育て支援も提供しつつ、個々に応じた支援・サービスにつなげている状況です。

また、妊婦の主体性を育むアプローチの一つとしましては、個々に応じたサポートプランを作成し、関係機関はもちろんのこと、当事者である妊婦と共有していくことが重要であると考えています。サポートプランというものは、支援の必要性が高い妊婦を中心に、保健師等の相談員と妊婦が一緒に考えて作成し、妊婦が自覚していても表面化されていない課題やニーズを引き出し、妊婦や家族の意向、必要な支援サービスなどを含め、継続的な支援を進めていくためのものとなっています。今後もこのサポートプランを活用しまして、妊娠・出産に関する正しい知識を的確にお伝えし、よりきめ細かく寄り添った支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今お答えいただいたそのサポートプランは、これまで本当に必要な人だけという感じで、これからもっと広げていくということを事前にお伺いしております。よりきめ細やかに伴走するためには業務が確実に増えると思います。現状の人員のままでは回らないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども相談課長、樋口康代さん。

○こども相談課長（樋口康代君） 人員についてでございます。人員については、もし増えることがあれば、それだけもちろん多様な支援がもっと広がるのかもしれませんけれども、今現在、体制——妊娠期から出産までの特化した窓口としてこども相談課の親子支援係が整備されておりますので、そこの特化した対象者に対しての丁寧な対応というのが、今の人員でしっかりとできていると考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） そこは、こちらの受け止めとちょっと違うというところだけ申し上げておきます。

医療の介入によって、お産はより安全なものとなっています。一方、保健師や助産師からは、産後のママと赤ちゃんの結びつきが弱かったり、赤ちゃんを愛おしいと思う気持ちが湧かなかったりする方が増えていると聞きます。出産体験の満足度や納得感が、その後の母子の関わりの深さにとても重要と言われています。しかし、自分がどんなお産をしたいのかといった希望や欲求がなければ、満足度や納得感などをはかること自体が困難です。行政が積極的な情報提供やバースプラン作成支援——不安や悩みをしっかり聞いた上で、いろいろな選択肢を提供して選んでもらうなど、妊婦が自分で考え、自分で決めて、自分で行動できるように伴走する必要があると考えます。これを実行するには時間も労力もかかります。とはいえ、自身の出産体験が満足いくものだったかどうかは、個人の経験だけでは判断することは難しく、他者との対話や経験の共有によって初めて気づきが起こります。だからこそ、母親学級や産後ケア事業、ピアサポートグループなど、語り合う場が重要なになります。この辺りの事業に関しては保健センターということになるかと思いますので、今後も継続して注視してまいりたいと思います。

今回一般質問に当たりまして、母子保健機能が保健センターとこども相談課にまたがっていることを認識いたしました。——部が違うということですね。より密に連携するためには、一つの課に統合する、もしくはフロアを別々ではなく一体として業務に当たることが必要だと感じました。この4月にこども部を創設したばかりですので、評価は難しいとは思いますけれども、今後、組織体制についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。根岸議員も御存じのことだと思いますが、改正児童福祉法によりまして、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもに対し、母子保健機能、また、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、令和6年度から、こども家庭センターの設置に努めることとされました。当市におきましても、それぞれの専門性を生かし必要な支援を提供するために、母子保健・児童福祉の連携の下、今年度には、こども家庭センターとして、こども相談課及び保健センターでの運用が開始となりました。このような体制となったことによりまして、要保護児童対策地域協議会において対応する特定妊婦であったり、またその疑いのある方に対して、母子保健機能のほうと、また、児童福祉機能がタイムリーに情報を共有しながら対応するということができてきています。

また、それぞれ両機能の専門的視点を合わせて、幅広い視点から支援対象をアセスメントしたり、また、支援方針なども検討できるようになったと実感しています。そして、これによって早期支援であったり、支援の質の向上にもつながっているというように考えております。しかし、一方では、母子保健機能に関しまして、こども相談課と保健センターに分割されたということにつきまして、弊害もあるのではないかという御指摘もあるかと存じますが、この点につきましては、先ほど課長の答弁にもございましたけれども、母子保健担当者間のリモート会議であったり、また、こども家庭センターの連携会議、そして、要保護児童対策地域協議会における実務者会議、そして個別支援会議などを通しまして密な連携を図ることができておりますし、それによっても解消できている。そして、むしろ母子保健機能と児童福祉機能を統合した現体制の構築によりまして、メリットが大きいのではないかと評価しているところでもございます。このような評価も踏まえまして、今後の体制についてですが、国としても、こども家庭センターの運用につきまして、その場所も含め、全ての母子保健機能と児童福祉機能のほうを一体的な形で運用することを推奨しているということもございますし、それを踏まえながら当市としましても、現状に慢心することなく、さらに支援体制の構築に向けた調査研究のほうは続けてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） ぜひ継続して、今後の支援体制をより充実させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この質問はこれで終わりです。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 傍聴席では飲食と喫煙が禁止されております。水分補給等が必要な場合は、議場の外に出てお願いしたいと思います。

質問を続けてください。

○8番（根岸裕美子君） 子どもたちの放課後の居場所について、次に聞いてまいります。私が子どもの頃は、まだ放課後に遊べる空き地があったり、校庭に自由に出入りでき、子どもだけで自由に過ごしていました。しかし昨今は、学校からのお知らせアプリ、ホームアンドスクールで不審者情報が頻繁に届くなど、子どもたちから目を離せない状況で、放課後安心して過ごせる場が十分に整っていません。取手市こども計画においても「子どもの居場所や価値ある体験の提供」が重要課題として位置づけられています。まず、子どもの居場所づくりについて、今後の方針について伺います。

○議長（山野井 隆君） こども部長、助川直美さん。

○こども部長（助川直美君） お答えいたします。子どもの居場所につきましては、令和5年12月に、国のほうのこども大綱に掲げる子どもの居場所づくりに関する方針を実現するための具体的な施策をまとめた「子どもの居場所づくりに関する指針」におきまして、子どもや若者の主体性を尊重することや、子どもの権利の擁護、居場所づくりを進める際の基本的な視点などが示されているところでもございます。取手市におきましては、本年4月からスタートしました取手市こども計画におきまして、こうした国の指針をベースと

して、目指す未来の「健全で安心な子育ちを支える」の方向性の一つに、「子どもの居場所や価値ある体験の提供」を掲げ、子どもや若者が心地よいと思える空間や、また、刺激となる体験ができる時間などを検討し、できるところから取組を進めているところでもございます。一例で申し上げますと、公共施設を利用した子どもの居場所づくりとして、昨日も答弁であったかと思いますけれども、教育委員会と協議を進め、公民館を活用した居場所づくりについて検討を進めてまいりました。また、子どもまんなか応援ソーターに賛同いただきました企業等と連携をし、子どもや若者向けのイベント開催などの周知であったりとか、また、参加者募集等について協力し、体験機会の充実を図ってきたところでもございます。子ども計画でもお示ししておりますとおり、子どもや若者、子育て世代がどのような空間やつながり、体験を居場所と感じるかは、本人の置かれた状況であったり、また、必要としているもの、感じ方によって異なるものであると思っております。今後も当事者との双方向でのコミュニケーションを大切にしながら、関係各課や連携する企業、団体等のあらゆる主体と一緒に、どのような子どものための居場所づくりができるかということについては、模索してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では、令和8年度に向けて具体的に進めようとしていることはありますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 子ども政策課長、高中 誠君。

○子ども政策課長（高中 認君） お答えいたします。これまで、公民館を活用した居場所づくりといったハード面での居場所づくりや、イベントといったソフト面での居場所づくりにも取り組んできておりまして、こういった取組の拡充を検討してまいりたいと考えております。そのためにも、より一層、庁内各課との連携、そして応援ソーター協働事業等をはじめとした、あらゆる主体との連携を進めるとともに、その過程においては、当事者となる子どもや若者・子育て世代の声を聴きながら、様々な課題と向き合い、少しずつそのアウトラインを固めまして、実現可能性や有用性の高い取組をしていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 特に小学生にとって、放課後は、家庭や学校とは異なる人間関係を築き主体的に活動できる大切な時間です。安全に過ごす場所の一つとして、本市は全小学校に放課後子どもクラブを設置していますが、今回は子どもクラブには触れず、公民館の活用と校庭開放について伺ってまいります。先ほどもありましたけれども、今年度の夏休みには、公民館を子どもたちに活用してもらおうと、様々なイベント開催や学習室の設置に取り組まれたと認識しています。夏休みの公民館活用についての成果と課題について伺う予定だったんですけども、杉山議員の御答弁で十分理解することができました。その御説明のあった事業は、藤代・永山・井野・小文間・寺原の5か所で開催されました。また、久賀・高須・相馬・相馬南の4か所では、例年夏祭りが企画されており、今年度は中学生が久賀と高須のほうでボランティア参加したということも伺いました。残りの六

郷・山王・白山・戸頭で開催がなかった理由は何でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、根岸議員の御質問に答弁させていただきます。公民館における子どもの居場所づくり事業につきましては、先日の杉山議員の一般質問でも答弁申し上げましたとおり、一定の成果を上げることができたと考えております。また、PR方法など、見えてきた課題もございました。御質問のありました、今年度初めてのこの公民館事業であったことから、スペースに比較的余裕がある藤代公民館、また居場所として活用できる図書室がある公民館を中心に、子どもの居場所を提供する事業として実施したところでもございます。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） とはいっても、小学生は子どもだけで学区外への移動は禁止されていますので、できれば、来年度はどの公民館でも小学生向け体験講座を開催していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 小学生向けの体験講座につきましては、館によっては、以前より夏休みの恒例で行っていたものもございます。以前より行っておりまして御好評をいただいている講座については、来年度も行っていきたいと考えております。議員より、どの公民館でも開催をという御提案でございます。答弁にもありましたとおり、館によっては夏祭りなど、夏場に恒例のイベントを予定している館もございます。また藤代地区につきましては、中心となる施設として藤代公民館がございます。このような各館の、そのほかの事業スケジュールや施設の規模などを踏まえまして、どの程度の範囲の児童を対象にどの館で実施していくのか、計画していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） まだまだ公民館は自分たちが使っていい場所だという認識に至っていない子どもや保護者が大半ではないかと思います。開かれた場所としての周知を、今後もお願いいたします。長期休暇だけでなく、日常的に公民館が子どもの居場所として活用できればと考えます。例えば平日の15時から17時に、空いている部屋を子どもが自由に入り出しができるスペースとして提供する等は可能でしょうか。公民館の放課後の居場所としての今後の見通しについて伺います。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 今回、夏休みという、子どもたちが長期のお休みの期間に居場所づくりを事業として行いました。日常的な放課後の子どもの居場所となりますと、公民館は社会教育施設として放課後に当たる時間帯についても、学習などの活動を行う利用者団体から申請を受け各部屋の利用許可を出しております。そのため、現在のところ、特定の部屋を子どもたちの放課後の時間帯に居場所専用のスペースとして確保提供するこ

とは、予定しておりません。しかし、夏休みに自習室として開放しました図書室、また、ロビーといったスペースについては、開館時間であれば、今いつ誰が利用してもよい空間ですので、子どもたちにもぜひ利用していただきたいと考えております。また、一部の公民館においては、日によっては放課後の中学生が集まって遊んでいる様子も、現在確認しているところでございます。様子を見ておりますと、子どもたちは、公民館の室内にじっとしておられるというよりも外に出てみたり、おしゃべりしてみたりと、友達との時間を自由に過ごしているのが見受けられます。そういう際にも施設管理者としましては、子どもたちにほかの利用者に御迷惑とならないよう、守るべきルールを伝えた上で自由に過ごしていただいております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。今のお話から、子どもたちが必要としているのは、放課後子どもクラブや公民館の一室など大人に与えられた——大人が指定する場所ではなくて、子ども自身が自由で心地よいと感じる場であることのほうが大切だということがよく分かりました。そうなりますと、子どもが自由に、大人の目を気にせず好きなだけ遊べて、しかも安全である場所というのはやはり学校の校庭ではないでしょうか。現在、集団下校した後は放課後子どもクラブの子どもたちのみが校庭を使っているようです。校庭開放に当たってクリアすべき課題は何でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 根岸議員の御質問に答弁させていただきます。学校の校庭を開放するに当たっての課題ということですが、まず、子どもたちの安全確保という大きな問題があります。放課後の校庭の開放は、学校の教職員の管理下ではない時間帯のため、休み時間とか体育の授業とは違って、教員がいてすぐに対応できるわけではありません。そのため、事故やけがへの対応が遅れたり、予期せぬ事故のリスクが高くなったりとともに、事故やけがが発生した場合の責任の所在というのも不明確になるという課題がございます。また、放課後子どもクラブとの調整という問題もあります。現在市内の小学校では、放課後子どもクラブの子どもたちが優先的に校庭を使用していますが、校庭を開放することによって、放課後遊びに来た子どもたちだけではなく、ほかの団体も校庭を使用することも考えられます。このような状況では、校庭という限られたスペースを共有するための調整が煩雑になることがあります。さらに、衝突による事故も心配しなくてはならないなどの課題が生じると考えております。あくまでも課題ということで考えた場合の答弁になりますので御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 全国的にも放課後の校庭を開放する例というものは本当に少ない現状でございます。一方、高槻市見守り付き校庭開放、また戸田市遊び場開放、川崎市みんなの校庭プロジェクトというのが実施されている例として挙がっております。資料お願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番（根岸裕美子君） こちらが川崎市の「みんなの校庭プロジェクト」のホームページになるわけですけれども、「子どもたちの思いや主体性を大切にしながら、自分の通う小学校の校庭で、自分たちが——子どもたちが自由にのびのび遊べる環境づくりを進めていきます」ということで、きっかけは子どもたちの声からだそうでございます。そして、子どもたちを中心としたルールづくりを行って、保護者の皆様に対しては、平日放課後の校庭をほかの公園と同じように自己責任で使うことというようなことで、こんな形で進めています。これ、こちらは令和6年度から実施しているようでございます。

子どもたちは今の自分たちの状況をどう思っているのでしょうか。「家の前で遊んでいたら注意されて外遊びできなくなった」「放課後子どもクラブに通っていることは、ほかの友達と遊べない、遊ぶ暇がない」など、子どもたちの現状を聞くととても窮屈そうです。川崎市では放課後の過ごし方についての子どもたちの声を受けて、みんなの校庭プロジェクトが実現しました。本市でもこども計画策定に当たり、子どもの声を聴く試みを行っています。子どもの声を聴くことで、子どもの自主性、自立を育むことにも寄与するのではないかと考えます。改めて、放課後の過ごし方に対する子どもの意見聴取をしてみてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） こども政策課長、高中 誠君。

○こども政策課長（高中 認君） お答えいたします。本市において、子どもたちに意見を聴く試みとしましては、議員もおっしゃるとおり、こども計画の策定に伴い実施しました子どもの生活実態調査、こちらで市内の中学2年生、小学5年生とその保護者を対象として、「自分の居場所」という項目で、放課後の過ごし方についてのアンケートを実施してきたところです。この調査では、どの属性におきましても「週3日以上自宅で過ごす」と回答した割合が多く、次いで、「部活・放課後子どもクラブ」「塾や習い事、スポーツクラブ」が高い傾向にありました。また、「心がおちつく、安心していられる場所はありますか」との質問には、「家族と一緒にくつろぐ部屋」と回答した人が全体の62.8%、次いで「自分の部屋」が58.7%となっており、さきの質問の回答からも、自宅を居場所として捉える方が多数を占めている状況です。こうした調査から実態に基づいた取組を検討し、家ですか、また学校、先ほどもありました校庭ですか、そういった居場所とはまた別の3つのサードプレイスとしての居場所づくりが必要であるということを認識しております。そのため、公共施設を活用した居場所づくりや、こどもまんなか応援センターとの連携を進めてまいりました。子どもや若者・子育て世代など、当事者との対話や意見を聴く取組については、こども計画にも掲げる重要なテーマとなります。今後も、関係各課と連携しながら、引き続き、子どもたちの声に耳を傾け、居場所づくりについても検討してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 長塚議員ご提案の「こどもV o i c e C i t y – T O R I D E」も進みそうです。タブレットを使用して双方向の情報発信・情報共有が可能になると思います。教育委員会と連携して、居場所についてしっかり意見聴取をしていただきたいと思

います。子どもは遊びを通して、想像力、また、創り出すほうの創造力、危険を察知する力や判断力を育みます。そして様々なあつれきや摩擦から他者との関わりを学んでいきます。かつて私たちの放課後は大人の目から解放され、自分たちだけで過ごす特別な時間でした。しかし今は、大人が見守り、管理・監督して子どもを摩擦や危険から遠ざけています。放課後子どもクラブがその典型例です。確かに安全かもしれません、一方、大人がよかれと思って子どもを危険や困難から回避させることが、子どもの、自分で選び取る体験や、自分の限界を知り折り合いをつける体験を奪っていないでしょうか。子どもの意見をしっかり取り入れながら、放課後の居場所を整備していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。この質問は以上で終わります。ありがとうございました。

最後に、公民館をより利用しやすくするために伺ってまいります。公民館は本来、誰もが気軽に集い、学び、交流できる場です。しかし現状、場所によっては利用率に幅があり、利用者が固定しているとも感じます。新しいグループや多くの市民が、ちょっと使ってみようと思える場所であってほしい。市民の財産として、もっともっと活用されるべきと考えますが、実情はどうでしょうか。少子高齢化や地域コミュニティーの希薄化が進む今、公民館の役割はますます重要になっているのではないかという観点から、公民館をより利用しやすくするための提案をさせていただきたいと思います。公民館の利用について、公民館サークルのしおりがあるのを皆さん御存じでしょうか。

資料をお願いします。

[8番 根岸裕美子君資料を示す]

○8番（根岸裕美子君） 私は今回初めてこの冊子の存在を知りました——こちらなんですかけれども、1ページ目に、「公民館は、あなたの「生涯学習」を応援する施設です」と記載があります。とてもすてきなフレーズだと思います。でも、せっかくのこのフレーズが、今はもうホームページにも記載がなく、このしおり自体も目に触れるところに配置されておらずに、埋もれてしまっていると思います。また、現在のホームページは、公民館利用・予約方法から始まっていますが、公民館の位置づけや誰がどのような目的で使えるのか、使うための条件が表記されておらず、分かりづらい状態です。公民館サークルのしおりも、定期利用サークル向けの冊子で、不定期利用の団体や個人に対しては条件が異なります。初めて使ってみようと思った人が、自分が使えるかどうかを判断できるような情報をまずホームページに掲載する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 議員の御質問、どういった活動に公民館が利用できるのかが、今まで使っていなかった人には、市の公式ホームページを見ても分かりづらい、伝わりづらいという御指摘かと思います。まず、公民館は社会教育法に定められた、公民館の目的運営方針に沿うものであり、禁止事項に抵触しないものであれば広く御利用いただけます。また、取手市公民館の設置及び管理等に関する条例において、利用の許可、部屋ごとの使用料について定めており、取手市立公民館の設置及び管理運営規則において、利用時の申請方法や、電話による仮予約の方法などを定めておるところでございます。この

ような条例規則に定められている事項につきましては、先ほど申し上げました取手市公式ホームページの各公民館施設の紹介ページや、公民館利用・予約方法のページに掲載し、お知らせしているところでございます。今回議員より、そもそも公民館がどういったときに使えるのかというところから、ページに御案内してはどうかという御提案いただきましたので、これらのホームページの内容については再検討したいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 私のもとには、何だか使いづらいというお話がちよくちよく聞かれるんですよね。やっぱりその辺というのが、管理する側と利用する側の認識のズレというのが、その使いづらいという印象を与えていると思います。よくある質問なども、ホームページに掲載していただけるとよいかと思いますので、よろしくお願ひします。

来年2月から、公民館の利用申請はLINE市役所で可能になると伺っています。現在、その準備の真っ最中であると認識しています。先ほど申し上げたとおり、公民館は、定期利用の既存登録団体が利用することをベースにルールが設定されているように見受けられますけれども、長い歴史の中で、各館ごとの様々な例外規定があったり、その場での対応もされてきているようです。調査段階で、今までのアナログの運用そのままをLINEに登載することは相当難しいことが分かりました。LINE市役所に移行する、このタイミングでルールを整備する必要があると思います。利用者が分かりやすく、適正に利用され、公平が保たれるような整備が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 公民館の利用につきましては、全庁的に取り組むスマホ市役所の一環で、現在、LINEアプリを利用した、公民館施設予約システムの導入準備を進めています。それに合わせまして、現行の規則や運用ルール等の見直し、再確認を行っているところでございます。予約受付のオンライン化によって窓口で直接説明する機会が減ることから、誰でも理解しやすい利用ルールをホームページ等で幅広く周知することが重要と考えております。また、システム導入によりまして新たな利用者の拡充が期待されることから、特に利用登録方法、1か月の利用回数、1回当たりの利用時間枠などの、公民館予約時の基本ルールについて分かりやすく周知が図れるよう、改善してまいりたいと考えております。公民館利用に当たりましては、営利活動等の禁止といった遵守いただくルールがございますので、これらにつきましても、できる限り分かりやすく周知し、適正かつ公平性を保ちながら、ご利用者が利用しやすい環境を構築してまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） では最後に、適正利用について伺ってまいります。さきの公民館サークルのしおりには、まず、社会教育法第23条の禁止規定に該当すると認められたときは利用できないと記載されています。いわゆる営利目的の利用は不可というものなんですけれども、この営利目的かどうかの判断がとにかく悩ましいです。よく聞くのが、使う側は営利を目的としていないのに、営利と判断され使用を許可してもらえないという事

象です。館によって、同じ説明をしても、使用を許可されたりされなかつたりする現状もあると聞いています。文科省の指針を参照しても玉虫色で本当に判断が難しいところですけれども、まずは、本市として営利目的かどうかを判断する上での考え方をお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 社会教育法第23条第1項では、公民館の運営方針として、公民館が行ってはいけない行為を定めております。同項第1号では、「もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」とございます。一方で文部科学省からは、この条文に関して、法に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利団体に対して、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない、といった解釈を示す通知も発出されたところでございます。営利目的の考え方につきましては、収益を目的とする活動であるかどうか、商業的な宣伝活動や営業活動であるか、販売行為を主な目的とした活動であるか、などを確認し、申請ごとに活動目的や内容、想定されます事業の収支などを踏まえて総合的に判断して決定しております。

根岸議員ご指摘の、御提示いただいたような、例えばサークル活動の中で、活動に必要な実費相当の費用を参加者間で徴収するといった、少額の金銭の授受までを営利活動とすることは適當ではないと考えております。引き続き丁寧な判断をして、利用許可等の処分をしていきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 今言われたことは、捉え方が人によって様々で幅広く分かりづらいと感じます。要するに、あっせんや誘導、集客による利益を目的にするものは駄目で、それ以外は活動目的や収支などを総合的に判断するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 答弁申し上げましたとおりでございまして、総合的に判断しております。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。とにかく、館によって判断が分かれる事態だけは是正していただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

公民館の利用方法や利用したい人が、社会情勢の変化とともに変わってきていると考えます。市民からよく聞くのは、福祉社会館とウェルネスプラザは使いやすいが、公民館は使いづらいという御意見です。そして今、市民活動・市民交流スペースが足りないという声を受けて、西口再開発ビルに新たに貸しスペースを設置する構想が持ち上がっています。しかし、新しく設置することで、市民の暮らしにより近い公民館の利用率が下がってしまっては本末転倒ではないでしょうか。新たに造るよりも、公民館をフレキシブルに使うように用途を広げる検討も必要ではないかと考えます。例えば、営利とする場合は利用料

金を変えるなど、新たな利用方法を考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 生涯学習課長、秋山和也君。

○生涯学習課長（秋山和也君） 公民館について、利用内容によって利用料金を変えてはどうかという御提案・御質問だと思います。当市の公民館以外の公の施設の中には、入場料の有無、またその金額で使用者が負担する使用料に差をつけている施設もございます。また、他自治体の例を見ますと、ごくまれに公民館の営利活動を一部許可し、その代わりに営利活動の場合は、社会教育活動の数倍の使用料を徴収するといった例も確認しております。当市としましては現在のところ、使用料を別で設定しながら、公民館での営利活動を一律認めるというような方針は考えてございません。

○議長（山野井 隆君） 根岸裕美子さん。

○8番（根岸裕美子君） 分かりました。公民館は、今の公民館でこういう事業をするというところというふうに理解しました。とはいえ、今本当に公民館の行く末を考える、老朽化ですか、そういったことも考えて公民館の行く末というところでターニングポイントであると考えておりますので、様々な検討をしていただきたいと思います。

旧小文間小学校跡地整備には小文間公民館整備も含まれておりますので、その使い方ですとかそういうところも、今後の公民館に期待する役割というので、市民とともに考えていく必要があると考えますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、根岸裕美子さんの質問を終わりります。

続いて、金澤克仁君。

[16番 金澤克仁君登壇]

○16番（金澤克仁君） 皆さん、こんにちは。創和会の金澤克仁でございます。今回は、NHK受信料についてと気象防災アドバイザー業務について、2点、一般質問をさせていただきます。まず、前回の議会終了後に、車両に関する140万以上の受信料の未払いがあったとの報告がされました。さらに、11月17日の読売新聞の記事をちょっと引用させていただきます。「公用車のテレビ付きカーナビ、NHK受信契約漏れ相次ぎ判明——免除求める声や機器撤去の動きも」という見出しで、「公用車の受信契約漏れは、今年2月以降に相次いで判明した。読売新聞のまとめでは、都道府県で31、県庁所在地で27、東京23区で11、県庁所在地を除く政令市で4つの自治体に上った。受信料の未払い額が数千万円になるケースもあり、宮城県では193台で計約2,050万円、埼玉県では約370台で計約4,800万円だった」と。また、「首長からも様々な意見が上がっている。熊本市の大西市長は8月の記者会見で、「公用車ではニュースを見ており、災害情報などは危機管理上有益なものだ」とした上で、公用車については特例で支払いの免除などを検討するようNHK側に求めた。岐阜県の江崎知事は10月の県議会答弁で、「明らかに見る予定がない機器にまで県民の税金を払い続けるのは適切でない」と主張。契約方法の見直しなどの検討を求めるため、NHK放送センターを訪問する考えを示し、「協議結果を全国知事会と共有し、全国的な議論を促していきたい」と述べた。NHK広報局は読売新聞の取材に

「受信料の手続きを正確に認識してもらえるよう丁寧に周知していく」とコメント。受信料については「現時点では割引や免除の拡大は予定していないが、自治体や事業所の負担のあり方について、引き続き検討していく必要があると考えている」としているとの新聞記事でございます。それでは、今回のこの調査の経緯について、改めてお伺いいたします。

[16番 金澤克仁君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

財政部長、田中英樹君。

[財政部長 田中英樹君登壇]

○財政部長（田中英樹君） それでは金澤議員の御質問に答弁いたします。経緯ということでございますが、県内外の他自治体から、公用車のカーナビや業務用のワンセグ機能つき携帯電話のNHK受信契約漏れの報道がなされているということで、先ほど御紹介もありました。また、NHK水戸放送局から、テレビ設置状況の確認についてのお願いという通知を5月に收受したことから、NHK受信契約漏れがないか、改めて全序的に調査を実施いたしました。調査の結果、消防車両15台、社会福祉課が管理する車両1台の計16台において、テレビ放送の受信環境があるカーナビがついていたにもかかわらず、未契約であることが判明いたしました。なお、業務用のワンセグ機能つき携帯電話は、所有はしておりませんでした。未契約の原因といたしましては、受信機能のあるカーナビについて、受信機ごとに契約が必要との認識が不足したことにより発生をしたものでございます。その後、消防本部では、NHK水戸放送局と協議を重ねた結果、テレビが視聴できないようにアンテナケーブルを取り外せば、今後の受信契約はなくなるということでしたので、対象車両のアンテナケーブルを取り外しました。外した月までの消防自動車・救急自動車、合わせて15台分の受信料は144万725円となり、こちらは予備費を充当させていただき、支払いを完了しております。今後、消防車両でのNHK受信料の発生はございません。また、社会福祉課で対象となった1台につきましては、災害救助体制の充実強化のために、日本赤十字社茨城県支部から取手市に配備されているもので、その性質上、テレビ視聴機能つきのカーナビゲーションは、災害時に情報を得る手段として役立ち必要性は高いものと考え、今後もNHK受信契約を継続していくこととしております。社会福祉課対象の1台分の金額につきましては4万4,184円で、こちらも予備費を充用し支払いを完了しております。取手市でNHK受信契約漏れで支払いとなった合計金額は、消防車両15台分と社会福祉課1台分を合わせますと、148万4,909円でございました。

[財政部長 田中英樹君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 経緯については詳しく説明していただいたので、理解をいたしました。実際、私も今、消防団に所属しております、自分で所属している第1分団の車庫についても調査の依頼があったので、かなり広範囲に調査をしたものと思われます。また、調査をしたということですが、車両だけでなく、こういった建物に付随するものを含めて市としてどの程度の受信契約があるのか、お答え願えますか。

○議長（山野井 隆君） 管財課長、丸山 博君。

○管財課長（丸山 博君） 御質問に答弁いたします。取手市とNHKとの受信契約件数ですが、令和7年4月1日時点で、合計323件でした。内訳は、取手庁舎は公用車を含めました15件、藤代庁舎は2件、高齢者福祉施設及び福祉施設は11件、地域交流施設は7件、ウェルネスプラザは4件、小中学校をはじめとする教育委員会が所管する施設では277件、消防本部が5件、農業ふれあい公園、保健センターでは1件ずつでした。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） やはり市全体にわたってかなりの数があるのは、よく分かりました。全てにおいて細かく質問してしまうと、それだけで終わってしまいますので、そこはこれ以上は質問しませんが。恐らく、それぞれが目的があつて契約しているものと思います。それでは、今回発生した未契約車両に関して、今後どういった取扱いにしたのかを伺います。まず、未契約車両の大部分を占める消防について、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

[消防長 岡田直紀君登壇]

○消防長（岡田直紀君） 金澤議員の御質問に答弁させていただきます。消防本部の現状と今後の取扱いについて、お答えさせていただきます。カーナビの導入については、茨城県内で大きな災害が発生しその応援に出動する場合や、全国で大きな災害が発生し、緊急消防援助隊で出動する場合のために、消防車両にはカーナビを装備しており、それにテレビが付随していた状況でございました。しかし、カーナビは使用しても、テレビを視聴したことはこれまで一度もなく、今後も消防車両でテレビを視聴することはないと考え、テレビを受信できなくなる対応を図って、受信契約を解除したところでございます。今後、更新する車両にあります場合は、カーナビは導入してまいりますが、テレビは視聴できない仕様として配備してまいるところでございます。以上です。

[消防長 岡田直紀君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 私は消防車両に必要じゃないかという観点で質問してたんですけども、実際にテレビは視聴していないということで、よく分かりました。ということであれば、例えば、現場での情報収集の手段としてテレビの有効性というのは十分考えられると思うんですけども、ほかの情報収集手段があるということであれば、そういう形のものをどういった形で情報収集をしているのかお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 消防本部警防課長、新倉正勝君。

○消防本部警防課長（新倉正勝君） 金澤議員の御質問に答弁させていただきます。災害現場での情報収集としては、いばらき消防指令センターや通信指令室から、情報が迅速であり、いばらき消防指令センターでは、必要に応じ、119番通報時に通報者がスマートフォンであった場合、通報者の承諾を得て、スマートフォンのカメラ機能を利用し、現

場の状況をリアルタイムの動画で確認することができます。その動画を出場している隊でも共有することができますので、各種災害や救急、交通事故など、現場の状況を把握することができるよう、LIVE（ライブ）119という対応も行っております。また、今年度から、消防本部の各隊及び消防団の各分団に配備している災害用優先電話をスマートフォンに切替えております。このスマートフォンを利用し、災害現場にいち早く駆けつけた消防職団員が現場を撮影し、映像情報を消防機関内や災害対策本部内でも共有することが可能となり、災害状況の早期把握、広域的な支援体制の確立が可能となっております。さらに、消防本部では、昨年度からドローンを導入しておりますので、災害現場等を俯瞰的に捉えることが可能となり、上空から災害現場の実態把握が可能となっております。このほかにも、緊急消防援助隊で出場した場合には、緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）というシステムがございます。

スライドをお願いします。

〔消防本部警防課長 新倉正勝君資料を示す〕

○消防本部警防課長（新倉正勝君） このスライドは、緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）で共有される情報でございます。1枚目の情報は、被災地の状況や各都道府県大隊の活動状況などが掲載され、その中には現場の状況写真やドローンでの映像なども添付され、共有できるシステムになっております。このような情報は、各出場隊で持参しているタブレットで閲覧でき、被災地の状況や各隊の活動状況などが情報共有できるものとなっております。

2枚目お願いします。

〔消防本部警防課長 新倉正勝君資料を示す〕

○消防本部警防課長（新倉正勝君） 続いて、スライドの写真は、11月12日に開催された令和7年度緊急消防援助隊関東ブロック合同訓練にて撮影し、情報共有された写真です。左側は、震災時に自衛隊と合同にて埋没車両の救出状況となっており、右側は、海岸にて津波被害状況を収集する状況の抜粋したものであります。茨城県大隊の活動として共有された写真となっております。

以上、申し上げましたような対応で、災害現場では最新の情報を収集してまいりますので、テレビからの情報を得なくとも対応できるものと考えております。以上となります。

○議長（山ひ野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） ありがとうございます。私も実は事前の調査で、緊急消防援助隊動態情報システム（DJS）というのをいろいろ個人的に調べてみたんですけども、なかなか、やはり自分が調べると、今出していただいている詳しい情報というのは、そこまでたどり着けなかったので、実際ここまで詳しい情報が手元にあって活動できるということであれば、安心をいたしました。それでは、現場では様々な情報を基に判断していることを改めて理解して安心することができました。では一方で、赤十字のほうはどういった判断をされてるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

[健康福祉部長 彦坂 哲君登壇]

○健康福祉部長（彦坂 哲君） 御質問にお答えいたします。日本赤十字社茨城県支部から配備されました救援車両につきましては、災害救護体制の充実強化、こちらを目的としておりまして、配備当初からテレビ視聴機能つきカーナビゲーションが装備されているものでした。この救援車両の活用状況ですが、現在のところ、住宅などの火災時に被災者へ対する布団や毛布、日用品などの救援物資の配布が主なものとなっております。しかしながら、昨今のように、様々な災害の発生が懸念される中、特に広域で大規模な災害が発生した際には、被災者救援に当たっては、庁舎外や移動中においても、避難指示、警報などの緊急情報を迅速に把握することが必要であると考えまして、テレビ視聴機能つきカーナビゲーションは、災害時に情報を得る手段として有効である、そのように考えて残した次第でございます。なお、当該救援車両につきましては、消防車両とは装備等が異なっております。カーナビゲーションのテレビやラジオの視聴機能以外に情報収集手段がないことから、装備されているものをあえて撤去することは合理的ではないとも考えまして、今後も継続し、活用していくという判断に至ったものでございます。以上です。

[健康福祉部長 彦坂 哲君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） よく分かりました。消防と社会福祉のほうで判断が分かれていることになります。もちろん、この受信料を払っていくことになれば、今後もコストがかかっていくことは理解をしております。そこで、取手市では令和3年から枠配分方式で予算編成をしております。改めてなんですかけれども、この枠配分方式を導入した経緯について伺います。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。取手市では、令和3年度当初予算の編成から枠配分方式を導入いたしました。取手市は、経常収支比率などをはじめとした様々な財政指標が、県内でも下位に位置しております、毎年厳しい財政運営が続いております。そういう中、限られた財源で持続可能な自治体運営を実現していくためには、市の歳入規模に見合った歳出規模を維持していくことが重要となります。そういうことから、見込まれる歳入の範囲で各部に枠を配分することで、各部において事務事業の優先順位をつけ、事業のスクラップ・アンド・ビルトを図っていこうという考え方の下、導入したものでございます。今回の令和8年度当初予算編成も、枠配分方式による編成を進めておりまして、枠配分方式に移行して6回目の予算編成となります。毎年、予算編成の終了後には職員向けにアンケート調査を行っております、その中では枠配分方式による予算編成に対しまして、おおむね肯定的な御意見をいただいておりますので、枠配分の考え方につきましては、職員の理解もある程度進んできているものというふうに認識しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 職員の皆さんから肯定的な意見が多いということで、大分、この枠配分方式も定着してきたのかなと思います。議会においても、このスクラップ・アンド・ビルトという考え方の下、いろんな活動をしているところでございます。ただ昨今、人件費、さらに物価なども高騰しているわけでございますが、これは予算編成にどのように反映させているのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。昨今、エネルギーや食料品価格をはじめとした各種の物価や、あとは賃金が高騰しているという状況は、議員ご指摘のとおりでございまして、市としても対応に苦慮してゐるところです。一方では、賃金の上昇に伴う市税収入の増なども想定されますので、予算編成に当たりましては、そういう要因を市の予算上も適切に見込み、持続可能な自治体運営に支障を来すことのない範囲で、各部への配分額をプラスして配分することで、そういう物価高騰による各種経費の増に充てるとしております。昨今の社会情勢を見ますと、このプラスの配分額のみをもって、全ての物価高騰をカバーできるだけの財源が捻出できているというふうには考えてはおりませんけれども、そういう点につきましては、予算編成の過程におきます各部の調整の中で事務事業の見直しを行つていただき、少ない経費で市民満足度が高い行政サービスが提供できるよう、各部が創意工夫に努めているというところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 枠配分方式の考え方については理解ができました。それでは、このNHKの受信料に関しては、どういった取扱いになるのでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政課長、谷池公治君。

○財政課長（谷池公治君） お答えさせていただきます。NHK受信料の取扱いの前に、その枠配分の考え方をもう少し踏み込んで御説明させていただきます。当市の枠配分方式による予算編成では、全ての経費を一律に各部に配分した枠の中で対応していくという考え方には立っておりませんで、枠配分になじまないものは、枠から除外して所要額を確保するという仕組みを取っております。具体的には、人件費や扶助費、特別会計の繰出金や一部事務組合への負担金といった各部に裁量がない経費につきましては、枠の対象外ということになってまいります。それら以外の、事務事業をどういうふうに進めていくかの裁量が各部にあると考えられるものについては、各部に配分した枠の範囲内で要求することというふうにしております。御質問のNHKの受信料につきましては、契約する目的や活用の方法、必要となる契約数、こういったものが、それぞれの所管の事務事業の進め方によって異なるてくるというふうに認識しております。そのため、この受信契約の要・不要や、その件数などは、各部に裁量があるものというふうに判断されますので、経費区分上は枠配分の対象経費として区分をしております。ですので、予算編成に当たりましては、各部において受信契約の必要性——どれぐらいの個数が必要なのか、こういったものを判断し、所要額を予算で積算していくという取扱いとしております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 枠配分の中で、それで各部が裁量をもって判断しているということでよく分かりました。ということになりますと、次年度以降も各部での判断ということになりますが、あくまでもNHK受信料と同じものでございます。以前、私が一般質問で、ボランティア保険の取扱いについて取り上げ、こういったものは全庁的に加入する対応に一本化していただいたことがあります。このNHKの受信料についても、こういった考え方で対応すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 財政部長、田中英樹君。

○財政部長（田中英樹君） それでは、お答えいたします。ただいま金澤議員から一般質問のお話がありました。その対応に差が生じないように、全庁的な調整をしたという経緯がございます。このボランティア活動への保険加入につきましては、参加者の健康面や安全面に対する配慮という観点で、市として統一したものというふうに判断したものでございます。一方、今回のNHKの受信契約に関しましては、公共施設に置いてあるテレビのように、施設利用者の利便性向上のために設置しているケースや、一部の公用車のカーナビ等、情報収集のために必要としているケースなど、その使途や目的は様々でございます。受信契約の必要性の判断基準がそれぞれ異なることとなりますので、市としての対応を一元化することが、必ずしも適切とは限らないと考えております。ただ、加入の判断自体は、各部署がそれぞれの基準で行ったとしても、各部がどういった目的で、どの程度件数を加入しているのかといった情報を捉えることが必要であるというふうに考えております。今回の一件をきっかけといたしまして、NHKの加入状況の全庁的な把握ができましたので、こういった情報をもとに、各部署でNHK加入契約に関する判断が的確に行えるよう、引き続き情報の共有に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16 番（金澤克仁君） 分かりました。私も、そういう答弁だらうなと思ってましたけれども、確かに判断基準がそれぞれ異なるということでございますし、ただ、どういった――情報を全庁的に共有することは重要だと思いますので、引き続き、部長の答弁にもありましたように、この情報の共有をしっかりとしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2つ目です。気象防災アドバイザー業務についてでございます。令和5年6月に発生した双葉地区の浸水被害を踏まえて、本年6月より運用できるように導入したということは理解をしております。令和5年6月、当時私、議長でございました。議会も災害対応のため議事日程で柔軟な対応をした記憶がございます。様々な意見があったのは承知をしておりますが、実際に会派のメンバーとボランティアでその地域に入りましたして清掃活動をしましたが、被害の大きさを実感して、当時の対応は間違つてなかつたのかなというふうな思いをいたしました。

私、防災アドバイザーというのを少し調べましたところ、気象防災アドバイザーとは、国土交通大臣が委嘱する気象防災のスペシャリストで、限られた時間の中で予報の解説から避難の判断までを一貫して扱える人材ですと。法律に基づく国家資格ではありませんが、災害対策基本法第34条の規定により、政府が策定した防災基本計画に基づき活動をし

ていただくと。さらに、この資格は資格試験ではなく、育成研修を修了することで得られます。この研修を受けるには、まず、気象予報士の資格を有していることが必要になります。言い換えると、受験資格は気象予報士資格を持っていることとなります。過去に落合議員が一般質問で、他市の導入事例をお示ししていただきましたが、私も近隣を調査いたしましたところ、「千葉県野田市では、近年、激甚化している災害に備えるため、気象防災アドバイザーを令和4年9月より任用しています。この気象防災アドバイザーは、国土交通大臣が委嘱した「防災の知見を兼ね備えた気象の専門家」であり、気象予報士の資格も有しております。今後、線状降水帯の発生や台風接近の影響により、野田市で災害発生のおそれがある場合には、市の地形や地理に特化した気象状況の分析と助言を行ってもらいます」ということでございます。

それでは質問に入ります。まず、気象防災アドバイザー業務の導入経緯について詳しくお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

[総務部長 吉田文彦君登壇]

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。導入経過でございますけども、近年の気候変動ですとか災害リスクの高まりを受けまして、より精度の高い防災体制の構築が求められている中、これまで主に、水戸地方気象台が発表いたします早期注意情報を基に防災体制を構築してまいりました。しかしながら、早期注意情報は茨城県を北部と南部に分けた区域で発表となっておりまして、同じ茨城県南部においても沿岸部と内陸部で気象状況が異なることがあり、これまで判断に苦慮してきたというところでございます。

そのような中で本年の4月には、茨城県南部地方で総雨量120ミリの予報があり、同じ茨城県南部地域であります鉾田市では大雨警報が発令されました。一方で、取手市におきましては大雨警報の発表はなく、実際の雨量も取手消防署に設置されている雨量計の記録で総雨量45ミリにとどまるといった状況がありまして、本市に特化した気象情報の取得が不可欠であると再認識をしたところでございます。気象防災アドバイザー業務につきましては、令和3年——先ほど金澤議員のほうからも御紹介ありましたとおり、落合議員から導入事例を御紹介いただいた中で、これまで調査を継続してまいりました。費用等の課題があり、なかなか導入には踏み切れないというところでございましたが、本年の4月に、比較的費用が抑えられながらも気象情報を取得している他市事例が確認できましたことから、急遽ではありましたが試験導入に至り、効果の検証を行ってまいりました。なお、試験導入に当たりましては、先ほどもありました、双葉の令和5年6月に発生した浸水被害の経緯を踏まえまして、出水期であります6月から運用が行えるよう事務手続を行ってきたというところが導入の経過になります。以上でございます。

[総務部長 吉田文彦君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） よく分かりました。ただ、今年の4月に、県南南部で総雨量120ミリの予報があったけれども、本市では45ミリにとどまるといった状況で、それを受けた特にこういった導入の機運が高まったということで理解をいたしました。

それでは、具体的にこういった気象情報を活用した防災対策の具体策についてお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。具体的な活用事例といたしましては、主に4つございます。まず1つ目として、水戸気象台から早期注意情報発表時やゲリラ豪雨などが予報された際に、当市において予報される降雨量や警戒を要する時間帯、警報級の降雨の可能性など気象状況を確認し、関係部署に共有してございます。

資料を御覧いただきたいと思います。切替えをお願いいたします。

[総務部次長 立野啓司君資料を示す]

○総務部次長（立野啓司君） こちらの資料は、早期注意情報や線状降水帯予測情報といった事前情報が発表された際に、気象防災アドバイザーである気象予報士に電話で相談した内容をまとめたものでございます。これらの助言を踏まえ、市として必要な情報を速やかに収集し関係部署と共有することで、迅速な体制を整えてございます。

次に、2つ目として、気象予報士による24時間体制での気象情報の監視により、警報級の発表など特に大きな影響が見込まれる場合には、夜間や休日においても、直接、注意喚起の電話連絡をいただくなど、市からの問合せにも対応いただいており、迅速な初動対応につなげてございます。

改めて、また資料を御覧いただきたいと思います。

[総務部次長 立野啓司君資料を示す]

○総務部次長（立野啓司君） こちらの資料は、9月の台風15号接近に備えた情報共有会議の様子の画像でございます。3つ目として、このように災害対策本部等の設置時には、気象予報士からウェブ会議を通じて、今後予報される気象情報の解説や本部員からの質疑に対する回答をいただいてございます。これにより、災害対策本部等として、より的確かつ迅速な意思決定につなげができる体制を構築してございます。

次の資料でございます。こちらは今年度実施いたしました水害時避難想定訓練において気象解説を受けている様子の画像です。4つ目として、このように気象予報士による気象解説を取り入れたことによって、より実効性の高い訓練の実施につながったものと認識しております。また、こうした専門的な助言を本部内で確実に共有し迅速な判断につなげるため、本部員がオンラインで参加できる体制も整えており、訓練時はもとより、実際の災害対応においても、円滑に意思決定が進められるよう取り組んでございます。

そのほか、とりで利根川大花火や、保育園運動会などのイベント開催判断の参考とするなど、気象予報士の専門的な助言を市の防災体制の強化だけではなく、様々な場面で活用を図っているところでございます。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりやすい説明ありがとうございました。今までは、茨城県の県北と県の南部としか水戸気象台から情報がなかったところが、こういった詳しい情報が入るということで分かりました。やっぱりその防災対策を図る上では、こういった取手市に特化した気象情報の収集は重要であると思います。この特化した情報ですけれども、これを庁内でどのように共有しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部次長、立野啓司君。

○総務部次長（立野啓司君） お答えいたします。気象予報士からの気象解説につきましては、基本的に早期注意情報の発表時及び台風接近時に、取手市から午前、午後の2回にわたり確認を行い、その都度、道路や排水路等の管理を行う建設部にも共有を図ってございます。また、災害発生リスクが高まったと予想される場合には、各部長間でも共有をしていただき、災害対策本部等の設置検討を行うなど、迅速な体制整備につなげているところでございます。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 庁内でそういった情報が共有できるということは、よく分かりました。では実際、建設部というふうに出ましたが、共有されている建設部では、この気象情報をどのように活用して対応をされておりますでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

[建設部長 渡来真一君登壇]

○建設部長（渡来真一君） それでは、金澤議員の御質問に答弁させていただきます。建設部といたしましても、安全安心対策課を通じて、気象防災アドバイザーからの情報を共有しております。この気象情報を基に、職員が市内で道路冠水が想定される箇所などについて、重点的に道路パトロールを行うことはもちろんのこと、昨今、冠水が発生する原因として街路樹等の落ち葉による側溝の流れの阻害や集水ますの詰まり等が多く見られるところから、事前に清掃するといった対応を行っております。あわせて、市内に36か所ある排水ポンプの作動状況の確認など、排水施設のパトロールも行っております。特に双葉地区につきましては、豪雨の際などには、雨水排水の流末である農業用排水路の水位が急激に上昇し冠水被害が発生する可能性もございますので、農政課とも連携を図り、新川排水機場の運転などの調整も行っています。

同じ取手市内においても、戸頭や下高井などの西部地区と、桜が丘や双葉などの東部地区では、雨雲の通過する状況が異なることが多くございます。こうしたことからも、より具体的に取手市に特化した気象情報が得られることは、事前対応を重点的に実施している建設部としては心強く感じております。今後とも、庁内関係各課で情報を共有しつつ、対応に努めてまいりたいと考えております。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 分かりました。確かに、有意義な情報を事前の対応に役立てる

ということは本当に大切なことだと思いますし、それによって、こういった冠水とかが未然に防げるものと考えております。それでは現在、市で保有している排水ポンプ、これは何台あるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） ただいまの金澤議員の御質問に答弁させていただきます。現在市で保有している可搬式排水ポンプは8台ございます。これらのポンプにつきましては、豪雨が発生した際に、市内で雨水が滞水しやすい場所へ職員が出動しまして、そのあと設置して、現場の冠水状況に応じて排水ポンプを稼働させ、そして排水作業を実施しているような状況でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 8台ということでございます。実は、先ほども私、自分で消防団第1分団に所属するとお話ししましたが、消防団にもこの可搬式の排水ポンプを配備する分団がございます。私の分団でも配備されておりまして、年に2回ぐらい実際に動かして、揚水訓練で作動確認などをしておりますところでございますが。幾つかの分団に排水ポンプが配備されていると思います。大雨時の対応として、排水ポンプの活用も含め、今後、情報をどのように共有していくのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。台風などの影響によりまして利根川の増水が想定される際には、建設部と消防本部及び消防団において、天候状況や利根川上流域の水位などの情報共有を行い、樋管の開閉や排水機場の稼働などにつきまして、連携を密にしながら災害対応に当たっているところでございます。今後、災害応急処理本部の設置が想定されるような状況におきましては、気象防災アドバイザーからの情報が有効活用され、市と消防本部、消防団が保有する排水ポンプを活用して、お互いに協力し合うことで、樋管の管理だけでなく、道路冠水などの被害の軽減が図られ、市民の安全安心につながっていくものと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 災害応急処理本部が立ち上がっているときの状況というのは分かりました。ただ、そういった本部が立ち上がってまだいないときにでも、昨今のこの気象の状況を見ると、ゲリラ豪雨であったり集中的に——局所的に集中して降ったりということがあると思います。例えば、本当に自分の家の周りの道路を川のように水が流れてしまって、もうこれあと10分たつたら家の中に浸水してしまうなんていうときは、本当に必死で——私だったら電話でまずは市役所にかけて、市役所の恐らく建設部排水対策課につながって、そこからどういうふうに庁内で情報が共有されていくかというところだと思うんですけども、この災害応急処理本部が立ち上がってないときに、本当にそういった集中豪雨などが発生した場合には、どのように情報の共有が生かされていくのかお尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 排水対策課長、飯塚 稔君。

○排水対策課長（飯塚 稔君） お答えさせていただきます。ただいま御質問にございましたように、急な集中豪雨が発生したような際には、市内の局所的な区域において一時的な道路冠水などが発生する場合もございます。こうした際にも市内の各消防団と情報を共有することで、各消防団に配置されている排水ポンプが有効活用されるように、互いに協力し合いながら冠水被害の軽減につなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 排水対策課さんとは、例えば樋管の管理とか排水ポンプの管理で、よく連絡を密に消防でも取ってると思っていますので、その辺はぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防では、内水氾濫の対応を含め、この情報をどのように活用し対応しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

消防本部消防長、岡田直紀君。

[消防長 岡田直紀君登壇]

○消防長（岡田直紀君） 金澤議員の御質問に答弁させていただきます。先ほど総務部から答弁がありましたように、気象防災アドバイザーからの情報については、災害発生リスクが高まったと予想される場合に、各部長間で共有されるため、その情報を消防本部内でも共有をさせていただいております。消防では、基本として119番通報に基づいて出場しておりますが、災害発生リスクが高まった気象情報を事前に共有することで、崖崩れなどの危険性のある場所や道路冠水等の予測される地区を警戒することが可能となるため、消防本部での事前準備や消防団への出動準備の周知連絡にも大きく寄与するものと考えております。また、先ほど金澤議員から御紹介ありましたように、消防団へも排水ポンプの配備をさせていただいております。消防本部では、過去の内水被害や道路冠水などがあった地区を管轄する消防分団と樋管を管理している消防分団を中心に、令和5年度に排水ポンプ16台を配備させていただいております。このほかにも消防本部では、10台の排水ポンプを保有しております。今後、災害発生リスクが高まった気象情報が共有された際には、消防団へも情報を共有させていただき、災害が発生する前から、管轄する地区を——管轄する地域の樋管とその周辺や、低地となる場所などの巡回をしていただいたり、道路冠水や内水氾濫が発生してしまった場合などには、建設部と消防本部、消防団が連携し、排水ポンプなどを有効に活用し対応することで、被害の解消または軽減を図り、市民の安全安心な生活を守っていく所存でございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） よく分かりました。排水対策課でポンプが8台、消防の各分団に令和5年に16台、消防署に10台ということで、それだけあるということは非常に安心、心強いと思いますが。さっきから言ってるように、これは情報共有がされてないと本当に有効活用できないと思いますので、本当にそこで発生したところのすぐ近くに配備される消防団があったとか、そういう事例もあると思いますので、ここは本当に各部署間の連

携を密にしていただいて、早期の対応に当たっていただきたいと思います。

私、この気象防災アドバイザー業務というのを導入しますよという事前の説明のときから、大変興味があった事業でございまして、これについては今後、何かの形でしっかりと質問して、どういうものなのかという内容等、それと今後についてもずっと関心を持っていきたいなと思ってたところなんですけれども。今年度の気象防災アドバイザー業務の本当に有効性というのを今までの答弁で確認をすることができましたが、今後この業務契約の継続などを含めた今後の見通しについて、お尋ねをいたします。

○議長（山野井 隆君） 総務部長、吉田文彦君。

○総務部長（吉田文彦君） それではお答えさせていただきたいと思います。今年度、気象防災アドバイザー業務を試験導入という形でさせていただきました。その中で検証してきた結果、気象予報士の助言を受けることで、台風ですとかゲリラ豪雨などの気象情報に対します判断への迷いが少なくなりました。これは事実でございます。そのために事前の準備ですとか、対応が迅速に行えるようになりました。また、市内のイベントについても、開催の判断基準の参考にさせていただいたというようなところもございます。これらの検証結果を踏まえますと、気象防災アドバイザー業務委託ですか、こちらは本市の防災体制を強固にしていくためには必要不可欠であると判断しておりますので、来年度以降も継続して、引き続き、市民の安全安心を守るために取組を進めていきたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 金澤克仁君。

○16番（金澤克仁君） 来年度以降も継続していきたいということで、よく分かりました。ぜひ、本当に有効な情報を——部長さんの中では、吉田総務部長は総務部長などで筆頭格になると思いますので、筆頭格の部長を中心に、しっかりと必要な部署で連携を取って、事前にできるだけ早く対応できるような体制を取っていただきたいと思います。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、金澤克仁君の質問を終わります。

続いて、赤羽直一君。

[22番 赤羽直一君登壇]

○22番（赤羽直一君） 創和会、赤羽直一でございます。午前中、あと20分ぐらいしかありませんけれども、あまり深く突っ込まずやるつもりでございますので、ひとつ御辛抱をお願いしたいと思います。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、遺族会の今後の運営について、お伺いいたします。今年は戦後80年の年に当たります。戦争を体験した人もほとんどなくなり、戦没者を知る方もほんの少数になりました。戦争の記憶が薄れる中、私たちは戦争の悲惨さを語り継ぎ、平和の尊さや大切さを語り継いで、二度と戦争の惨禍のない社会を作り上げていくことが大事だと思っております。その役割を担うのが遺族会であります。その遺族会も会員が年ごとに減少しております。令和3年度は354人だった会員が、令和7年度には289人に減少しました。戦没者とその遺族とのつながりが希薄になりつつあるため、致し方のないことだと思いますが、

我々は危機感を抱いております。取手市からは、靖国神社の参拝や護国神社の例大祭の参拝の際にはバスを提供していただきたり、戦没者の追悼式を行っていただきたり、大変お世話になっております。ただ、遺族会の会員の高齢化や後継者不足で大変苦労をしております。ここに、こういうアルバムがあります。

[22番 赤羽直一君資料を示す]

○22番（赤羽直一君）　これは藤代町が作ったやつでございますが、取手市にもあります。旧自治体ごと——ですから、これは山王村の方たちの戦没者のアルバムです。昭和33年に作りまして、ここに戦没者の皆さんのが写真を一枚一枚、遺族の方から頂いてアルバムを作り上げました。これは当初は県のほうに保管してあったんですが、県のほうから、保管場所が狭くなつたということで市に返されました。市のほうでも保管場所に苦労して、遺族会で保管してくれないかというようなお話があったんですが、「いや、それは遺族会の会長個人で保管しておくのは非常に差し障りがあるので、市のほうで何とかスペースを用意してくれ」ということをお願いしましたところ、今、社会福祉課のほうでスペースを用意していただいております。これが全部で何冊だかちょっと忘れましたけど、取手市の一旧町村ごとにアルバム1冊があります。これは山王地区のアルバムです。たまたま私が今、山王地区の会長をしてるものですから、皆さんにちょっと見ていただこうかと思ってお持ちいたしました。これを見ますと、本当に若い方たちがたくさんお亡くなりになって、そしてその英靈を慰めるために私たちも忘れてはいけないと思いつつも、だんだん会員が減っていくという危機に瀕しております。市には大変お世話になってるんですが、市としてもなお一層の御支援をいただきたいと思いますが、市長の御見解をお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

[22番 赤羽直一君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

[健康福祉部長 彦坂 哲君登壇]

○健康福祉部長（彦坂 哲君）　ただいまの赤羽議員の御質問に御答弁させていただきます。先ほど議員からも御案内いただきましたが、取手市遺族会は英靈の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、会員相互の親睦を図るとともに、平和日本の建設に貢献することを目的としている団体で、取手支部と藤代支部、女性部から構成されております。取手支部には、取手・小文間・寺原・稻戸井・高井分会のほかに支部女性部、また藤代支部にも相馬・山王・六郷・高須・久賀分会のほかに支部女性部といったように、市内の各地区ごとに分会が組織され、令和7年11月1日現在——先ほど議員からも御紹介いただきましたが、289名の戦没者の御遺族の方々が会員となっており、会員からの会費により運営されております。主な活動の一つとして、市内に建立されている慰靈碑の補修や清掃・除草などの維持管理を、日頃から各分会の皆様が行っていらっしゃることは存じ上げております。しかしながら、戦後80年となる今日、会員の多くの方が高齢となり、退会を希望する方もいらっしゃり、会員数が減少している現状、また遺族会の高齢化は、戦争体験の継承や慰靈碑

の維持管理など、全国的な問題となっているということも承知しているところでございます。取手市遺族会につきましては、社会福祉課において所管していることから、今後の運営に関しましては、お互いに遺族会と協力し合いながら、近隣自治体の対応なども参考にしながら、引き続き調査検討を進めながら運営のほうを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございました。今、慰霊碑のお話がありました。取手市内には、今、確認されているだけで15基の慰霊碑がございます。

ちょっとスライドを出していただきます。

[22番 赤羽直一君資料を示す]

○22番（赤羽直一君） この慰霊碑は、台宿にあります本願寺さんに管理していただいている慰霊碑でございます。

次、お願いします。

[22番 赤羽直一君資料を示す]

○22番（赤羽直一君） これは山王の金仙寺の境内にある慰霊碑でございます。この慰霊碑の後ろ側には、戦没者の名前が一人一人刻まれております。そして、これは拡大してもちょっと分かりにくいんですが、この字を書いていただいたのは、橋本龍太郎のお父様が厚生大臣をしているときの書でございます。これは浜田の——浜田からつくばみらい市のほうに向かう、細見の橋のほうに向かう途中、通称、亀のこ山と言っていますけど、それと浜田との中間にある慰霊碑でございます。これは比較的新しく建立されたものでございます。これは、たしか高須の公民館の敷地の中にあるもの。結局、公民館の敷地の中にあったり、それからお寺の敷地の中にはなかったり、その他のところにあったりで、別に宗教施設として我々は考えておりません。ただ、宗教施設として考えられてしまうと、この維持管理が公費に使えなく——公費が使えなくなってしまうということもありますので、またまお寺さんの敷地をお借りしているという形で、今、設置されているんだと理解しております。

これのお彼岸とお盆には必ず草取りや清掃をして、お花を上げて、ほとんどのところが遺族会で適正に管理されている——取手市内の慰霊塔はほとんどを適正に管理されてると理解してるんですが、中には、その維持管理が非常に難しくなっているところもございます。そして、この間の震災では、幸いに取手地区では倒壊したところはなかったんですが、ほかの地区では倒壊してしまったところもございます。ただそうすると、遺族会でこれを修理するということは非常に難しい。こういうときに市のほうでどう対処していただけるのか、その辺の基準がはっきり我々も分からぬものですから、非常に不安に思っております。それから、山王地区の慰霊塔の場合も、一部、石の間の目地が取れてしまって水が中に入り込んで、将来的にはどうかということもございまして、遺族会の会費の中の経費で修繕いたしました。ただ、遺族会の会員も少なくなり——会費も大した会費取っていないんです。年間、取手市の場合に1,500円会費を頂いております。そのうちの800円を県の

本部のほうに納めております。実質的に1人年間700円の経費で賄っております。そういう状況で、これから私たちが段々管理しにくくなったときに、ぜひとも市のほうでも御援助いただけたかどうか、その辺の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（山野井 隆君） 社会福祉課長、根本真人君。

○社会福祉課長（根本真人君） 赤羽議員の御質問にお答えいたします。市内の慰霊碑は15か所あることを把握しているところでございます。竣工時期につきましては、中には不明なものもございますが、明治39年と古いものから、昭和58年に竣工されたものもございます。建立者につきましては、竣工時期同様に不明なものもございますが、ほとんどが、旧町村や遺族会、後援会などによって建立されたものとなっております。慰霊碑は、過去の戦争や平和学習を行うことができる大切な場所でもあると認識しているところでございます。

先ほど、部長より答弁させていただきましたが、維持管理は、取手市遺族会各分会の皆様によって行われており、維持管理費用につきましても、遺族会の皆様の会費によって賄われております。慰霊碑などに関する補助金としては、国の国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金といったものがございます。しかしながら、この補助制度は、建立者が不明によって倒壊の危険や地域住民への危害のおそれがあるなど、管理状況が不良である慰霊碑を自治体が移設や補修などを行う場合に対象となるものでありますから、通常の維持管理については対象とはなりません。一方で、取手市はもとより、全国的にも遺族会の高齢化によって慰霊碑の維持管理が困難になりつつあることも承知しております。このような中、先日、厚生労働省から、地域の記録継承や戦没者慰霊碑等の維持管理の取組状況等に関する調査がございました。これは、戦没者遺族の高齢化が進む中で、慰霊碑の維持管理が大きな課題となっていることから実施されたものであり、我々といたしましても、先ほど申し上げました補助事業の対象の拡大についてを、この調査を通して要望したところでございます。今後の慰霊碑の維持管理につきましては、近隣自治体の対応や国の補助事業の対象拡大などの動向を注視しながら、取手市遺族会の皆様と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） 心強い御答弁ありがとうございます。中村市長は非常に遺族会に御理解がございまして、県の戦没者追悼式が毎年行われてるんですが、県議の時代から、そして市長になってからも必ず御出席いただいておりました。前の市長は一度も出席したことございません、私の記憶の限りでは。ぜひとも遺族会に皆様の御理解をいただいて、一生懸命、私たちも自力で存続するよう努力はいたしますので、いろいろ御協力をお願いしてこの質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。時間もないんでね、短くやりたいと思います。

[笑う者あり]

○22番（赤羽直一君） 次に、先日、宮和田小学校とのコラボ事業がありました。宮和田小学校の児童たちと、取手市をよくするためにはどうしたらいいかということを話合い

ました。その中で出てきたのが、駅周辺のごみの問題でございました。宮和田小学校では、年に数回、藤代駅の周辺のごみ拾いを児童たちでやってるそうでございます。そこで児童たちの話を聞くと一番多かったのは、たばこの吸い殻だそうです。たばこの吸い殻——私も喫煙者の一人でございますけども、藤代駅の周辺の喫煙所を見ますと、まず南口はトイレの近く、ですから比較的階段を降りて近いところにございます。北口はロータリーの一番外れ——駐輪場に近いところなんですね。結局、階段を降りますと一番離れたところに喫煙所——パーティションが設置されてるわけなんですが、両方ともオープンタイプ——クローズタイプの喫煙所ではなくて、つい立てを立てただけの喫煙所でございました。どうしてもそこまで行くのが面倒な方が多いんでしょうか。エスカレーターや階段を降りて、そこで火をつけて、そこで吸って捨ててしまうという方が多いような気がいたします。これはモラルの問題なんすけども、子どもたちが、「たばこの吸い殻、こんなに落ちてる」というような、そういう印象は非常に私も悲しい思いでございました。ぜひとも、もっと喫煙者のマナーを守ってもらうためにも、取手駅の東西口のように、コンテナタイプの喫煙所とか、それから使いやすい——もうちょっと駅の階段に近いところに喫煙所が欲しいというような気持ちがいたすんですが、いかがでございましょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、赤羽議員の御質問に御答弁をさせていただきます。ただいま議員のほうから御紹介をいただきました、宮和田小学校6年生のグループの皆さんのが実施をしていただいている藤代駅周辺などの清掃活動は、総合的な学習の時間に、生徒の皆さんが、取手市を住みやすいまちにするために自分たちができることについて考え、実践をしていただいていると伺っております。市では、取手市まちをきれいにする条例を制定いたしまして、空き缶の散乱、たばこのポイ捨て等に関し、市・市民・事業者が一体となって環境美化の推進に取り組んでいるところでございます。しかしながら現状は、駅周辺をはじめ、道路、公園等において、依然としてポイ捨てなどによるごみが散見されておりまして、環境美化意識の低下につながる大きな課題となっております。そのような中で今回、生徒の皆さんのが実践していただいている取組は、条例に基づく取組の推進に寄与するものと受け止めさせていただいております。市におきましても、今後もこれまでの取組を継続するとともに、啓発活動を通じて住民一人一人のマナー向上を図り、ごみのポイ捨てをしないという行動変容を促していくことを考えております。駅周辺へのごみ箱の設置や喫煙所の整備につきましては、担当課長のほうから御答弁をさせていただきます。

[まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部次長、木村太一君。

○まちづくり振興部次長（木村太一君） まず、藤代駅周辺へのごみ箱の設置ですけれど

も、環境美化に一定の効果があるというふうに認識してございます。一方で、過去の事例を見ますと、ごみ箱を設置したことによりまして、不法投棄やごみの放置を招くケースも確認されてございます。また、家庭ごみの持込みであったり、ごみ箱がいっぱいになってしまいますと、そこを避けて周りにポイ捨てをしてしまうなど、あとはまた維持管理コストの増も含めて新たな課題が生じるおそれがあるため、設置場所の適正化と維持管理の安全性を同時に進めることが重要でありまして、慎重に検討を進めていきたいというふうに考えてございます。なお、藤代駅周辺の環境美化として現在準備を進めておりますのが、取手市と——取手市のたばこ販売組合の方々と我々市の職員で協力して実施している、年2回の取手駅前の清掃活動があるんですけれども、こちらを今後は藤代駅でも実施していくみたいというふうに考えてございます。

続いて、喫煙所の整備ですけれども、喫煙者と喫煙しない方の双方が安心して利用できる環境をつくる上で重要でございます。先ほど御紹介いただきましたように、現在藤代駅の南口と北口に喫煙所があるんですけれども、パーティション型の喫煙所となってございます。現状今できることとしまして、駅から喫煙所までの路面貼付け型の誘導案内が大変古くなっていますので、こちらを張り替えを行いまして、また、新たな誘導案内の看板等の設置を検討してまいります。また、ごみやたばこのポイ捨て防止の周知についても、広報とりでやSNS、看板などによりまして、今後も継続して行ってまいります。先ほど御質問いただいた、パーティション型からコンテナ型への喫煙所の変更というところですけれども、現状の利用実態であるとか、それから、設置場所、そして、工事費やその後の維持管理費用など、費用対効果などを総合的に検証した上で判断していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山野井 隆君） 赤羽直一君。

○22番（赤羽直一君） ありがとうございました。子どもたちが悲しい思いをしないように、自分たちのまちは自分たちできれいにするという努力を無にしないためにも、ぜひとも環境整備に尽くしていただきたいと思います。私の一般質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（山野井 隆君） 以上で、赤羽直一君の質問を終わります。

13時10分まで休憩いたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまです。日本共産党、本田和成でございます。私ごとなんですけども、この一般質問の通告を出した後にインフルエンザになりました、1週間ほど全く動けない状態になっておりました。何とか12月1日ぐらいからちょっと体調を取り戻して、議会には間に合いましたけども、皆さん本当にはやって

ますので。ちなみに私の子どもの高校の学校が学校閉鎖になりましたね。本当にそのぐらいはやってますので、皆さん、健康に気をつけてください。ちょっと咳がまだ——体調はよくなってるんですけど、咳がちょっと出ますので、聞き苦しいところもあるかと思いますけども、よろしくお願ひします。

そうしましたら、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、外国人との共生社会についてでございます。多文化共生社会については、令和7年第1回定例会の杉山議員の一般質問においても、様々な課題と取組について取り上げられておりました。また、昨日、染谷議員の一般質問でも取り上げられております。ここが重複しないように質問していきたいなと思っております。今年の7月の参議院選挙では、外国人の問題が選挙の争点ともなり、一部では分断や差別、こういったことではないのかなというような状況も起きていることは事実でございます。そんな中、7月24日に行われました全国知事会議では、排他主義・排外主義を否定し、多文化共生社会を目指すということが盛り込まれた青森宣言が採択され、先月の末——11月26日には、「多文化共生社会の実現を目指す全国知事の共同宣言」というものも出されております。この共同宣言は、排他主義・排外主義を強く否定し、ルールに基づく共生と安心の確保を掲げ、正確で積極的な情報発信を柱としております。また、茨城県の市長会においても、外国人との共生に向けた特別委員会が開かれたことも報道がされております。外国人との共生社会の実現をどのようにしていくのか、これが全国的な動きとなっております。本市といたしましても、外国人との共生社会について、どのように捉えて考えていくのか質問をしてまいります。資料を用いますので、席に移動いたします。

[2番 本田和成君質問席に移動し資料を示す]

○2番（本田和成君） こちらは、法務省の出入国在留管理庁が出している「共生社会の実現に向けた政府のガイドブック」というものがありまして、そこから抜粋したものです。ここには4つの課題ということで、中長期的な4つの課題が掲げられております。外国人社会参加する機会をつくるとか、こういった形です。これは法務省のホームページで見られるので、ぜひ興味ある方は見ていただければと思います。それと、こちらは共生社会の3つのビジョンというのも掲げられております。「安心・安全な社会」「多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」、こういったビジョンを掲げております。このガイドブックの中にはアンケート結果も出ておりました。共生社会の実現のために、まず外国人にしてほしいことは何かということで、「日本の習慣・生活ルールを守るようにする」ということが一番多く、77.5%と。それから、共生社会実現のために自分ができることということで、「外国人に対する差別意識を持たないようすること」と、そういうことが挙げられております。もう一つアンケートがございまして、外国人何を求めるかと——働く外国人に何を求めるかというアンケートについては、「日本語の能力」「日本文化に対する理解」、こういったところが挙げられております。最後、地域社会に外国人が増えることをどう思いますかというアンケート、これが私は一番、今の日本人がどう思っているのかというところを顕著に表しているかなと思ってます。「どち

らとも言えない」というのが一番多くて、47.3%と。「好ましくない」「どちらかといえば好ましくない」というところが23%ぐらい——約4分の1と。同じく、「好ましい」というところも約3割弱というところになっております。この課題やアンケートから、多文化共生ということを実現をしようといつても、やっぱり簡単ではないなと私は感じております。このアンケートを見ましても、外国人が増えることに、もう手を挙げて賛成だということよりも、やっぱり一定の不安があり、双方がしっかりと歩み寄る、そういうことが重要であると感じております。そこでまず、全国知事会で挙げられました排外主義、これを否定するということが挙げられておりますけども、この排外主義についてどのような認識なのか、これをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

総務部長、吉田文彦君。

[総務部長 吉田文彦君登壇]

○総務部長（吉田文彦君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。ただいま御質問をいただきました、排外主義の認識——ということでよろしいでしょうか……

[2番 本田和成君うなずく]

○総務部長（吉田文彦君）（続）について、お答えさせていただきたいと思います。取手市は、外国人を含む全ての市民が安心して暮らせる共生社会の実現を目指しているところでございます。この排外主義的な考え方の行動は、地域社会の調和を損なうものであり、決して容認されるべきものではないと認識しているところでございます。先ほど御紹介いただきました、全国知事会で採択された宣言も、事実やデータに基づかない情報による排他主義・排外主義を強く否定しているということで明記されてございます。取手市といたしましても、この考え方を共有しているというところです。繰り返しになりますけども、排外主義的な行動や偏見は、地域社会の健全な発展を阻害するものであり、これらを防ぐための取組が重要であるということで、市のほうでも認識はしております。現在、取手市では多くの外国住民の方——外国出身者の方が生活しております。地域社会の一員として経済活動や文化交流を通じて、市の発展に貢献されているところでもございます。こうした背景を踏まえまして、市では外国出身者の方が地域に溶け込み、お互いに尊重し合いながら暮らせる環境づくりを進めているところでもございます。具体的には、外国出身者向けの生活支援ですか情報提供、また多文化共生を推進するための大規模なイベントなどを通じて啓発活動を行っているところでもございます。一方で、排外主義的な言動ですか、それから偏見が社会に存在することも事実ではございます。これらが外国出身者の方の生活に影響を与える可能性があることを強く——重く受け止めているところでございます。取手市は、全ての市民が平等に尊重される社会を築くために、引き続き外国出身者との共生を推進してまいりたい、そのように考えているところでございます。

[総務部長 吉田文彦君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。今、部長の答弁にありましたとおり、排

外主義って、やっぱり問題なのは、事実やデータに基づかない——外国人に対して感覚的、感情的にこれを論じてしまうということだと思います。しっかりと事実と根拠、これを基に論じる必要があると。昨日の染谷議員の一般質問の中でも、ルールをしっかりと守るという観点からあったと思うんですけども、そういったことも必要だなと私は思っております。本市のホームページ見ますと、住民基本台帳に登録されている外国人が11月1日現在で3,460人ということになっております。総人口の——計算しましたら3.27%ということです。徐々に外国人が増えていると、本市でも増えている状況なんだと思っております。この本市において外国人が増えている状況の中で、新たな課題や解消が難しい事案など、こういったものがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。令和7年の第1回定例会における杉山議員の御質問に対する答弁を踏まえ、現時点において、新たな課題については各課から具体的な報告は受けておりませんが、引き続き言語の違いによる意思疎通の困難さや、宗教・文化の違いを考慮しました対応の必要性、こういった課題が挙げられておりますので、今後も課題の把握に努め適切な対応を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。地域に住む外国人に対して、今まで、やっぱり実際に起きてるごみ出しの問題とか、文化の違いからのマナーの問題とか、そういうことを解決していくことが非常に重要だと私思ってます。市民の不安——先ほどアンケートがありました、市民の不安とか懸念事項、こういったものを解消するということに、やっぱりこの問題を——課題を解決していくことが、非常に市民の不安とかを解消することにつながるんじゃないかなと考えております。ここに、ごみの分別看板というか、5か国語でこういうのが本市にあると思うんですけども、あとホームページでもやさしい日本語とか、そういったものをフォローするようなツールというのがあるんですけども、本市に転居してきた外国人に対して、こういったツールとかは、どのタイミングで配布をしてるのか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。市におきましては、市民課におきまして、住民登録をされた外国人に対し、取手市で安全安心、そして快適に生活していただくため、各課で作成しましたチラシや冊子、こちらをセットにしまして配布しております。一例を申し上げますと、自治会・町内会への加入案内、それから市内各所にございます窓口情報、ごみ分別収集カレンダー、そして広報とりでなどがございます。これらの情報につきましては、日本人住民と同様に、外国人住民にも一律で配布しているところでございます。また、先ほど御紹介もありましたけども、環境対策課におきましては、5か国語対応のごみ分別看板、こちらを作成しております、転入の外国人の母国語に対応する場合になりますけども、該当する言語のチラシを同封して配布していると伺っております。

ます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。いろいろなものを配布されてるということなんんですけど、先ほど市内の日本人の方と同じようなものだということだったんですけど、これって、あれですかね、外国の方が分かるようなやさしい日本語とか、そういうもので配られてるんですか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） 先ほども申し上げましたように、日本人と同じものということですので、日本語で記載されたものを配っております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ちょっとね、多分分からないんじゃないかなと思います。外国人の方、例えばこのホームページも先ほど言いましたが、ホームページも確かにこういうやさしい日本語とかあるんですよ。ただ、これ私が、これ自分が調べてる中でもホームページ探しできません。やっぱり外国の方って、日本人の私でも探せないから、これでは恐らく探せないと思うんですよ。国の出入国在留管理庁においても、ユーチューブなどを含めた動画、こういったものを含めたデジタルツールというのを紹介しています。例えば、情報——すみません、失礼しました。防災情報については、これ観光庁が監修したアプリのセーフティーチップとか、あとはそのほか各省庁での取組をQRコードを使った内容で紹介をしてます。また、民間の企業のアンケートになるんですけども、日本のマナーやルールで困ったことがありますかという問い合わせに対して、60%の人が「困ったことがある」というふうに答えております。そのうちの41%が「ごみの捨て方で困る」ということを答えております。やっぱりこのごみの捨て方というの——地域でも一番多く上がる声だと思うんですけども、このごみの捨て方については、独自のアプリ、こういったものを使用している自治体もございます。また、民間のアプリでも、例えば写真を撮ったとき、居住するその自治体を登録すると、写真撮って、これ何ですかと、例えばペットボトルを写すと、例えば取手で登録してやると、ペットボトルだとペットボトルの出し方が、そこのアプリ31か国かな、くらいで——25か30か国ぐらいでこれ文字が出るんですよ。そうすると例えば洗ってラベルをはがして、で、ペットボトルで捨ててくださいと出るんですね。こういったアプリとかがございます。こういったデジタルツール、こういうアナログの紙媒体だけじゃなくてデジタルツールって、やっぱり個人がそれぞれ確認ができる、こういったものになると思うので非常に有効だと思うんですけども、こういったデジタルツールの取組については、今どのような状況でしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えをさせていただきます。先ほど議員から課題を上げられましたけども、こちらにつきましては、外国人住民との共生社会を実現する上で解決すべき重要なポイントと認識しております、問題解決に向けた検討を進めている次第でございます。その一つとしまして、現在、市ではスマホ市役所、こちらの実現に向けま

して全庁的に準備を進めているところでございます。この取組につきましては、行政のDXを推進し、従来の紙媒体の情報の提供の課題を解決することも目的の一つとしておるところでございます。これによって、外国人住民を含む全ての住民が、生活に必要な行政情報を迅速かつ簡便に取得できる環境の整備を期待されているところでございます。さらに、多言語音声翻訳アプリ、こちらをはじめ、外国人住民が自ら情報を容易に取得できる様々なデジタルツールについても、広く周知啓発を行い、外国人住民が必要な行政情報を取得できる環境整備を今後、関係各課と連携を図りながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。スマホ市役所ですか、DX化ということで非常に進めていただければ、外国の方も自分で情報が取れるんじゃないかなと思います。ツールってやっぱり多いほうが選択肢が広がって理解しやすくなると思います。ホームページに直接アクセスできるようなQRコードとか、こういったものも含めて進めていただきたいなと思います。

それと、ちょっと話変わるんですけども、今本当にSNSとかインターネット上で、外国人に対するいろいろな問題、こういったものも取り上げられております。ただその中には、根拠に乏しいミスリードと言われるような事案というのもかなり多くあります。そういうことによって、外国人に対する誤解や偏見が生じているケースというのも多くあると私は感じております。この背景にはSNSのアルゴリズムの仕組みから、やっぱり興味のあるコンテンツというのは大量に流れてくるんで、そうすると、それが多数意見だと感じるエコーチェンバーとか、心理要素のそういう影響というのは非常にあるんだなと。バイアスかかってしまうというような状況だと思います。そこの背景を考えますと、実際に外国人と接触する機会が、やっぱり少ないということが影響していると思っております。取手競輪場で今年も11月15日に、サイクルアートフェスティバルが行われました。その中で、江戸川学園の——今年は江戸川学園の生徒さんとの協働で外国人の方とやさしい日本語で触れ合うという、そんなイベントがやられました。実は私、これ2回並びまして——2名の方と対話させていただきました。こういった直接対話とか触れ合うということは、やっぱり人間社会において非常に相手を理解する、その上で非常に大切なことだと私、思っております。そこで、地域のイベントとか、あと地域の防災訓練とか、そういうところにやさしい日本語とか、こういうようなものを使って案内を出して、地域コミュニティーに参加をしてもらう、こういったことも必要だと思うんですけども。例えば、市政協力員とか——先ほど町会の入会の御案内とか、そういうものをお配りしてることだったんですけども、こういったところに行政から働きかけること、こういったことも有効じゃないかなと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 市民協働課長、大隅正勝君。

○市民協働課長（大隅正勝君） お答えさせていただきます。市民協働課では、多文化共生の推進を目的としまして、地域コミュニティーと連携を重視した取組を進めているとこ

ろでございます。具体的には、今、議員から御紹介がございましたが、今年の11月に開催されましたサイクルアートフェスティバル2025におきまして、多様性のPRブースを出展しまして、市内の私立の中高一貫の学校と日本語学校の協力を得まして、留学生との交流コーナーを設けさせていただきました。こちらのコーナーでは、来場者がやさしい日本語を学びながら留学生と直接交流する機会を提供しまして、多文化交流について考えるきっかけを創出させていただいたというものでございます。また、地域コミュニティーとの具体的な連携事例としましては、市内の自治会と日本語学校が協力して、留学生が地域の夏祭りに参加した事例がございます。このような成功事例のほか、外国人だけでなく、小さな子どもや高齢者、それから障がいのある人にも有効な情報伝達の手段でございます、やさしい日本語の有効性につきましても、市政協力員をはじめ、広く地域へ周知しまして、市全体で多文化共生の意識を広げる、そういった取組を進めていきたいと考えるところでございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。本当に直接やっぱり触れ合うというか、地域コミュニティーの中にどういうふうにこの外国の方々が入っていくかということ、これ非常に重要だと思います。実際、私はUR団地に住んでおりますけども、企業などが寮として部屋を借りてると、表札と住んでる方って違ってくるんですね。そういういたケースだと、なかなか、どういう人が住んでるかということは全く把握ができないということになります。そういういたときに地域コミュニティー、例えば町会に入っていただくとか、自治会に入っていただくとか、それでそれから地域コミュニティーに参加していただくとか、そういうことというのは非常に重要性が高いんじゃないかなと思います。地域で外国人の方が孤立しないという意味においても、こういったことが必要になってくるなと思っております。外国人との共生社会の実現には、地域コミュニティーの重要性というのは非常に大きいと思いますので、今後もそういういたところをしっかりと進めていただきたいなと思います。以上でこの質問を終わりします。——すみません、終わりじゃないです。今度、教育なります。すみません。

続きまして、教育現場での対応についてでございます。文部科学省の令和5年度の調査では、全国の外国人の小中学校に就学している人数、これが15万人強となっているということです。ただ反面、不就学の可能性があると考えられている子どもが8,601人になっていることが明らかになっております。外国人の子どもの保護者には就学義務がありません。日本の小中学校に通う場合は就学願いというんですかね、これを出す必要があります。子どもには教育を受ける権利、これがありますけども、それを知る機会もなく不就学になっているというケースもあるようです。本市にも外国人の子どもが居住しております。本市では就学の案内送付、これをしているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。取手市では、外国出身者であるかどうかにかかわらず、住民登録のある全ての小学校・中学校に入学する方に対して、就学通知を送付しております。また、就学時健康診断や学校説明会に御参加いただけなかった御家庭に対しましては、職員が訪問し、日本の学校、もしくはインターナショナルスクールに就学するのか、それとも帰国を予定をしているのか確認をしているところでもございます。また外国出身の方が年度途中で転入する際には、教育委員会において就学相談を行う中で、例えば日本語に不安を覚える方に対しましては、国際交流協会等を御紹介させていただきまして、就学に向けた準備をお願いしているところでもございます。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） まずは、しっかりと送付されてるということで安心しました。全国では、9割ぐらいの自治体が送付してるということなんんですけども、残りの1割は送付をしてないというような状況だそうです。こういった不就学の問題というのは、子どもの権利面、それから社会的な孤立というのを考えますと、やっぱり教育委員会の中でも外国人の子どもに関する規定、こういったものが必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、本市においては、こういった規定はあるんでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。教育委員会としまして、外国籍の児童生徒に対する規則などは現在制定しておりません。しかしながら、本市において外国籍の児童生徒が年々増加傾向にあり、この児童生徒が言葉や文化の違いによる不安がなく、ほかの児童生徒とともに安心して学校生活を送り、能力を最大限に生かせるよう、転入学の際には面談を実施しスムーズに就学できるように努めているところです。日本語指導が必要な場合には、取手市の国際交流協会と連携して日本語の学習支援につなげています。また、学校からの要請があれば、必要に応じて日本語指導員を配置しているところです。今後も関係機関と連携を図りながら、外国籍の子どもたちへの対応に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 今のところ、そういうものはないということなんですけども、しっかりと面談等々を行って、仕組み的には、こういったところは漏れがないというような認識でよろしいですかね。——はい。ただ、明文化するってこともやっぱり重要だとは思います。教育の保障とか支援体制、共生社会の基盤の形成とか、こういったものをどうしていくのかということをしっかりと明文化するということも、私は今後しっかりと考えていただきたいなと思っております。

最後に、10月31日に行われました、いじめ問題対策連絡協議会、私ちょっと傍聴させていただいたんですけども、この中で——このときに中学生の方が皆さん代表で来られてディスカッションということで、その発表の中で、やっぱり障がい、それから国籍によっ

て、からかいからいじめに発展するケースもあるよというようなことが取り上げられておりました。そんな中で、多様性を認める取組として対話型鑑賞ということを実施するというようなことが挙げられてたと思うんですけども、この対話型鑑賞というのは、どういった取組なのかお伺いいたします。

○議長（山野井 隆君） 指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 答弁をさせていただきます。この対話型鑑賞ですが、アートのまちとして取手市の特色を生かし、今年度から市内の全小学校において対話型鑑賞を実践しております。この対話型鑑賞とは、作品を見て、子どもたちが感じたことや考えたことを自由に表現し合ったり伝え合う活動を通して、思考力や表現力などを高めることを目的としています。さらにこの対話型鑑賞では、自分の考え方や思いを自由に表現し合うことで、子どもたち自身が人それぞれの見方・感じ方、そういったものがあることを知り、多様性を認め、受け入れることにつながると考えております。外国籍の方との共生社会とは、全ての人が相互に個性を尊重し多様性を認め合って生きる社会と捉えております。対話型鑑賞のように一つの作品を多くの人で鑑賞して、その作品に対する感想を共有し合うことによって、様々な見方・感じ方、こういったものがあることを実感できると捉えています。さらに、対話を通してコミュニケーション能力や共感性が高まり、自分とは違う他者を認め、受け入れること、こういったことができ、いじめの未然防止の一助となり、外国籍の方との共生社会の実現に向けてよい取組になると考えております。今後は、この取組を継続・進化させ、いじめの未然防止や認め合う心情の醸成づくり、こういったものを推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 非常にそういう教育というのは、子どものうちから——これ今日、最後の質問でもやると思うんですけども、子どものときからそういう教育とか、そういうことをやっていくってことが非常に重要だと私も思います。外国人との共生社会の実現って、やっぱり文化とか言語ももちろん違いますので、これ簡単に実現できるものじゃないって思うんです。その中で互いに理解をし合うってことが、これはもちろん日本人側もそうですし、外国人側もそうです、お互に理解をし合うということが非常に求められます。地域コミュニティーとか子どもの教育、こういったものを通じて一歩一歩しっかり進めていくってことがまた重要だと思います。今後も差別や分断がない、こういった社会を目指していただけるようお願いをしまして、私の共生社会の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、住宅政策についてでございます。住宅に関する一般質問は、私これで3回目でございます。まず、おさらいになりますけども、ちょっと資料をお願いします。

[2番 本田和成君資料を示す]

○2番（本田和成君） これは、以前もちょっと1回出したことがあるんですが、修正をして見やすくしました。これ、令和5年の住宅土地統計調査から作成したものになります。借家の家賃の推移になるんですけども、これ2003年——これ5年ごとにこの調査は行わ

れています。この2003年から2023年が——これ一番最新なんんですけど、この20年間で——一番下、これが左から言うと、2,947円でずっときて、一番右側が7,807円ということで、20年間で平均で大体7,000円——借家全体でいうと、約8,000円くらい家賃が上がっているということになります。これは2018年から2023年のこの5年間で、上がり幅が非常に大きいということになっております。皆さん御存じのとおり、市場家賃、これ非常に昨年から今年にかけて大幅な高騰になっております。これニュースなどでも取り上げられております。東京においては平均10%ぐらいが値上がりになっているということなんですけども、多いところでは30%の家賃値上げというのもあるようです。茨城県においても、市場家賃というのは緩やかに上昇しております。民間のデータ——これも民間のデータになるんですけども、直近3年間の賃貸マンション賃料の上昇率、これが茨城県、一番上昇率が高いのが守谷市です。12%ほどだそうです。2番目が東海村、9%だそうです。3番目、取手市なんですね、6.6%。本市の上昇率、県内で3位と、こういったデータがあります。今後も市場家賃は緩やかに上がっていくことが想定されております。私先ほど申し上げたとおりUR団地に住んでますけども、本年度、このURでも6,000戸、全国で値上がりがされております。この6,000戸の値上がりの対象の中には——〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇——これ言っちゃ駄目かな、〇〇〇とかね。UR、これ取り消します。UR、この値上がりの中で、58年たった団地も値上がりの対象になっているんです。これすごい話だと思うんですけどね。来年度は、全国で数万戸の値上げになるんじゃないかということが想定がされております。URの場合、市場家賃に合わせて家賃が上がるという仕組みになっております。ですので、本当に私URに住んでいて、来年辺り値上げになるんじゃないかな、家賃がと非常に心配をしてるところなんですけども、本市においても安心して住み続けられること。それから、この東京圏の家賃高騰をチャンスに捉えた積極的な住宅政策の必要性について質問していきたいなと思っております。まずその前段で、公営住宅についてです。公営住宅は公営住宅法によって設置しなければなりません。市の市営住宅は年数もたっており、駒場の住宅を除いては、耐用年限を超えて募集ができないという状況になっております。現在の本市における市営住宅を含めた公営住宅の現状と課題について、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

[建設部長 渡来真一君登壇]

○建設部長（渡来真一君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。まず、本市における市営住宅の現状ということで、お答えのほうをさせていただきたいと思います。ただいま本田議員のほうからも御紹介いただきましたとおり、市では住宅に困窮する低所得者などに対しまして、低廉な家賃で賃貸住宅を供給することによりまして、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的といたしまして、公営住宅制度の趣旨に基づき、昭和40年代に13団地、314戸の市営住宅の整備を進めまして、住宅ストック量不足の解消に大きな役割を果たしてまいりました。現在では8団地、267戸管理しており

まして、いずれの団地におきましても築50年以上を経過しているため、老朽化が顕著であり、建て替えや長期的な維持管理の検討だけでは様々な課題がございます。また、市営住宅用地につきましては、住宅用敷地の借上料、それと住環境整備といった維持管理コストという点におきましても、財政面での負担が生じております。人口減少・少子高齢化等の進展に伴う社会構造の変化に伴いまして、市営住宅に求められる役割ですとかニーズ、これまで以上に多様化していると感じております。こうしたことから、今後は施設の管理計画を基に予防保全や耐久性の向上など、計画的な維持管理に努めることと併せて、民間の賃貸物件の活用など、市の現状に適した方向性を見定めていくことが必要であると感じております。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 非常になかなか詳しい現状等、御答弁いただきましてありがとうございます。今ご答弁あったんですけども、そういう状況の中で今後公営住宅というのはどういうにしていくのか、これをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） お答えいたします。公営住宅法第3条において、「地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するために必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない」と明記されております。低廉な家賃で賃貸できる市営住宅の供給は市の責務ではございますが、現在の市営住宅の供給体制のように、市が住宅を所有して維持管理をするという方式から、民間賃貸物件の活用を検討する時期に来ているとも考えられます。しかしながら、こういった検討に当たりましても、市営住宅の入居者は高齢者が多いことを踏まえ、バリアフリー化に配慮した物件が望ましいこと、一般市民との平等性にも配慮する必要があること等、様々な条件を整理していくかなければならないといった課題も抱えているところでございます。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。以前、柏の市営住宅の紹介もさせていただきました。柏市では、市営住宅あり方協議会というのを開いております。この協議事項を確認しますと、供給に必要な戸数、若者世代と高齢世代の状況に合わせて借上型と建設型をバランスよく使い分けて供給すること、それから困窮世帯基準の境目の方への隙間のない支援策として、家賃補助制度も必要だというふうに書かれております。本市の市営住宅については——以前もずっとこれ申し上げてるんですけども、新たに建設することというのは、やっぱり工期もお金も費用もすごいかかるということで、私は現実的ではないと考えております。また、公営住宅法は憲法25条に基づいてできておりますけども、文化的で最低限度の生活の質、これ自体が昔と今ではかなり違ってきてると私は思っております。先ほど様々なニーズがという御答弁ございました。本当にまさにそのとおりだと思っております。その上で、住宅セーフティーネットをどのようにしていくのかというこ

とは、これは政策面として、取手市としてやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。今回も家賃補助制度について取り上げますけども、今から2つの視点について質問させていただきます。管理課、ありがとうございます。

家賃補助制度についてなんですけども、2つの視点から質問をさせていただきます。1つ目は、先ほどの住宅セーフティーネットの観点でございます。先ほど公営住宅について質問しましたけども、市営住宅の建設や借上げについても様々な課題があるということでした。市営住宅に入れなかつた場合において、違った支援がやっぱり必要になってくると思います。この点について、家賃補助制度をどう考えているか、お伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

都市整備部長、浅野和生君。

[都市整備部長 浅野和生君登壇]

○都市整備部長（浅野和生君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。政策面から家賃補助制度創設についてということでございますけれども、当市における移住・定住に関する政策につきましては、第六次取手市総合計画とりで未来創造プラン2024におきまして、人を呼び込むための政策の重点施策といたしまして、魅力の創造と移住定住の推進を定めております。現在、当市におきましては、この施策に基づく重点事業といたしまして、定住化促進住宅補助事業である、とりで住ま入る（スマイル）支援プランを実施しております。この補助事業は、取手市に人を呼び込み、さらに長く住んでいただくことを目的とした制度でございまして、一定の成果を上げているものと認識をしております。さきの令和7年第2回定例会の一般質問におきましても御答弁をさせていただきましたけれども、家賃補助制度につきましては、賃貸物件は比較的、住替えしやすいという特性があることから、賃貸物件の居住者が短期間で転出をしてしまうというケースも多々あるものと想定されますことから、制度の設計におきましては慎重な対応が求められるものと考えております。そうしたことから、制度開始から多くの方が利用し政策的意義が大きい定住化の施策につきましては、今後も引き続き実施をしていきたいと考えております。また、さらなる定住化促進を図るため、補助制度の要件緩和や子育て世代にとって利用しやすい制度となるような加算額の見直しなどを併せて検討いたしまして、市内に長く住み続けていただく環境づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

[都市整備部長 浅野和生君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 私、2つの視点からということで、1つ目はセーフティーネットの面で家賃補助どうかということを質問したんですけども、今ちょっと違うような内容だったんじゃないかなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） 本田議員の御質問に答弁いたします。ただいまのセーフティーネットということでございますが、こちらにつきましては、住宅に対して困難な方に対しての、そういう方が安心して生活を送ることができるような住まいを確保できる

という意味では、社会のセーフティーネットという意味では意義のあることだと思っております。ただ一方で、我々の政策のターゲット層等を考えますと、子育て世代の流入を目的とした定住化政策のほうとは、やや方向性が異なっているということございますので、人口の増加に対しては直接的な効果が薄いということもあるかと思います。引き続き、セーフティーネットといった面におきましては、福祉部門と連携をして対応していきたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） そうですね。福祉部門も関わってくることなんですが、ここで質問するのもなかなか難しいかなと思っています。2つということで、2つ目聞こうと思ったことを先に言わせ——御答弁いただいたんですけど、私もこの通りで住ま入る（スマイル）支援プランで住宅取得って、これ一定の効果があると思っております。今は若い世代の住宅取得って年々増加しております。35%ほどと言われておりまして——35歳未満の住宅取得が35%ほどと言われております。40代になるとすごく住宅取得って増えるようです。それで、これ資料を見ていただきたいんですけども。

[2番 本田和成君資料を示す]

○2番（本田和成君） これ、移住先で望む制度ということで、アンケートがあります。これ移住を——移住についていろいろ調べているところなんですけども、一番多いのが引っ越し費用の補助、あとは自宅購入の費用の補助、3番目が一定期間の家賃補助というものがございます。それと、ちょっとごめんなさいね。もう一つあります、東京圏からの片道移動時間の限度というところがありまして、こういうアンケートもあります。これ見ますと大体2時間以内、東京圏から片道で限界だと。多いのはやっぱり60分——90分以内というところになるのかなと。それから片道の費用限度。これやっぱり1万円を超えるとちょっと嫌だなというようなアンケート結果になっております。

住宅の取得を現段階ではない、もしくはできないという選択をしている人たちに対して、東京圏の物価高騰をチャンスを捉えて、やっぱり家賃補助制度を移住のきっかけにするということを求めたいなと思っていたんですけども、先ほど御答弁いただきました。実は宇都宮市で家賃補助制度をやっております。この目的が、宇都宮市への移住定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるためという目的を掲げております。これは、居住誘導区域の民間賃貸住宅に入居した若い夫婦、子育て世代、こういった人たちが対象となっております。移住定住を考えたときにどうすれば取手市に来てもらえるのかということと、来てもらったらどうやったら住み続けてもらえるのかということ、私はこれはしっかりと分けて考える必要があると思います。定住への施策というのは、現在取手市に居住している市民に対してもこれ有効なわけであって、これはこれでしっかりやっていかなければならぬと思います。そういう意味では、定住しないかもしれないから、もしくは出ていく可能性が非常に高いリスクがあるというようなことを理由にするのは、私は非常に消極的だなと思っております。魅力とりで発信課、様々なPRを行っております。こども部、子育て支援とか様々なことをやっております。定住しないかもしれないということは、ほかのそ

ういう担当部課がやっているというところが、定住につながらないんじゃないかなというふうにも受け止められてしまいますけども、この辺はどうでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 都市計画課長、中村大地君。

○都市計画課長（中村大地君） お答えいたします。当市のほうでは立地適正化計画を策定いたしまして、居住誘導区域への居住の誘導というのを積極的な施策として打ち出しております。ただいま本田議員のほうからありましたとおり、本市の人口の転入の状況をちょっとお話しさせてもらいたいんですけども、本市の令和6年における転入者数は約5,700人となっておりまして、これは近隣の自治体と比較してもかなり多い数字でございます。これについては、先ほどありましたとおり、取手市の交通の利便性だったりとか、当市の当課のほうで行っております住宅の補助制度をはじめとしたシティプロモーションの成果が一定程度現れているものと考えております。一方で、転出者数も相当多い状況でございまして、転出者数と転入者数を合計した人口移動者数を総人口で割った人口移動率については10%ということで、実に本市の人口的には1割程度の方が、年間で入れ替わっているようなことになります。この点からも、本市の人口は非常に流動性の高い状況にあると評価をしております。したがいまして、本市に興味を持っていたら来ていただくという段階については、一定の成果が出ている一方で、今後はいかに本市に定住していくかが極めて重要な課題であると認識しております。このようなことから、今後も重点事業であります定住化政策を進めて、継続的に住み続けていただけで、魅力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 状況としては、私も把握しております。そういう状況だというのは認識しております。政策を打つに当たって重要な要素というのは、私は2つあると思っていて、質問している住宅政策にしましたら、人口減少社会ですから、やっぱり移住施策というのは多くの自治体が行っているわけです。そうしますと近隣自治体の差別化というのは非常に重要になってくると思うんですね。例えばこういう住宅取得の施策というのは、同じ常磐線沿線の我孫子市なんかでも実施しております。非常に似たような人口の状況とか、そういうのも同じような状況だと思うんですけども、1つの目的をしっかりと明確にしたときに、この一致するセグメントからターゲットをしっかりと定めて、それぞれに施策を打つということをやっていく必要があると思うんですね。例えば20代から40代といふ、いわゆる現役世代と言われるようなセグメントから、住宅取得のターゲット、非住宅取得のターゲットと分けて施策を打つと。やっぱりそういうことも必要だと思うし、あと、移動されちゃうということについては、じゃあ定住をどういうふうにするかということについて、ここもしっかりと考えていく必要があると思うんです。ここまでくるとやっぱり縦割りの行政で住宅政策をやっていくと、各担当課がそれぞれの立場で打っていくということになると、最大効果というのはつながること——つながりにくいと私は思ってるんです。それを横串にしていくのか、もしくはそれとも例えば住宅政策、こういったものに特化したこの住宅政策課、もしくは住宅政策室みたいなものが必要になってくるんじゃないかなと

思いますけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

政策推進部長、齋藤嘉彦君。

[政策推進部長 齋藤嘉彦君登壇]

○政策推進部長（齋藤嘉彦君） それでは、御答弁いたします。これまでいろいろなやり取りがございました。一口に住宅政策といいましても、これまでのお話にもありましたとおり、住宅政策というのは、市民の方々が安定して暮らすことができる住まいの供給ですか、住環境の整備ということになろうかと思いますけれども、その中に、今まで話に出てきていた、いわゆる低所得者世帯などに対する低廉な住宅、福祉的な性質。それから、生産年齢層、特に子育て世帯などファミリー層に向けた住宅の供給ですか、移住定住の促進、いろいろな考え方、切り口があるかと思います。例えばこの取手市よりもちょっと自治体の規模が大きいようなところで、公営住宅の管理の戸数がすごく多いですか、それからまさに子育て世帯の転入を促進するために、ファミリー向けの子育て応援住宅などと銘打ったファミリー向けの賃貸住宅を自治体が用意をして募集するというようなことをやってたり、あるいは一定期間家賃を払って住んでいただくと、その後にはその物件が無償で譲渡されるというような政策を打っていたりというところがあると思います。そういうところは、中には専門の部署を立ち上げてやっていますけれども、それも先ほどからお話しされて、本田議員からもあったように、一つの切り口でそれを推し進めるためにということだと思います。ですので、現状それに対して取手市は、都内までのアクセスのよさといった地域性もあって、民間の賃貸住宅ですか分譲住宅、こういったものも——供給も十分にあるという中で先ほどから申している通りで住ま入る（スマイル）支援プラですか、空き家の利活用、また、公営住宅の管理という、それぞれのことをそれぞれの部署が行っているということですので、現状では引き続き横串を刺して、連携を取って進めていきたいというふうに考えているところでです

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） 住宅、本当にこれから先どういうふうになっていくかということが、私、非常に懸念をしているところでございます。住宅を取り巻く環境というのは、非常に厳しくなっていく可能性のほうが高いんじゃないかなと思っております。住宅政策の担当課って、やっぱり先ほど部長の答弁にあったように、いろいろな目的があって、その市町村、市町村ごとに目的があってつくられてます。そういうことを考えると、本当に今すぐつくれということよりも、これから先どうなっていくか、こういったこともしっかりと中長期的な視点で捉えて、本当にこの取手市が、それから取手市民にとって、有効な住宅政策をどういうふうにしていけばいいのか、こういった観点でしっかりと進めていただきたいなと思っております。以上で、私の住宅政策についての質問を終わりにさせていただきます。御答弁ありがとうございます。

続きまして、最後の質問になります。地域資源を生かした教育についてということで、取手への愛着をどういうふうにすればできるのかなということを、自分なりに考えている

んですけども。実は、私の子どもが高校生になったんですけども、中学校の頃に、ある授業で、「これから大人になったときに、取手市から出て行きたいと思ってる人はいますか」という質問がされたそうです、授業で。そうしたら、「出て行きたい」ということで手を挙げなかつたのが、私の子どもともう1人だけだったと。本当にそういう状況だったんです。私の子どもは千葉県の私立高校に行ってるんですけども、もちろん取手の子もお友達でいます。その取手の子も「早く取手から出て行きたい」と言ってるんですよ。こういうことであると、何でなんだろうなと、やっぱりちょっと思っちゃうんですね。本市にはアートをはじめ、自然や歴史など非常に誇れる魅力、こういった地域資源、たくさんあります。ただ、この魅力がどれだけ伝わってるのか、この誇れる魅力というのが、子どもたち含めて、市民にとってしっかりと刻まれているのかどうか。いわゆるシビックプライドみたいなところの醸成というのは、私は子どもの頃からそういった体験とか記憶というのは大きく影響するんじゃないかなと考えております。

まず、教育の面から質問させていただきたいと思います。12月2日に岡口議員が一般質問で、これはキャリア教育についてでしたけども、同じく学校教育において、こういった単発の「点」じゃなくて、継続的・連続的な「線」にしていく必要があると、私も思っております。現在、アートを生かした教育を中心に進めており、そこから取手の魅力について広げていくというような趣旨の御答弁がありましたけども、私もアートだけじゃなくて、取手の歴史・自然、こういった誇れる魅力を生かして、日常的な取組で取手で学ぶ価値——そういったもの様々な価値観が子どもにより一層身につくんじゃないかと考えております。取手市をよりよく知ることで、取手市に対する愛着がより生まれるんじゃないかと思っております。こういったことも進めていただきたいと思うんですけども、これについて、どのように受け止めて、今後こういったことを視野に入れて進めることができるのかどうかをお伺いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

[教育部長 飯竹永昌君登壇]

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、本田議員の御質問に答弁させていただきます。取手市は、豊かな利根川・小貝川水系の自然環境、旧水戸街道の宿場町としての歴史、そして東京藝術大学取手キャンパスを擁するアートといった、ほかの市には見られない独自の地域資源に恵まれております。これらの地域資源とともに、地域に暮らす多様な人材を教育活動に取り入れることは、子どもたちが自らのルーツである取手市の魅力を深く理解し、将来にわたり地域を愛する心を育む上で重要であると認識しております。さらに、子どもたちが地域の活動に積極的に参画し、その頑張りが地域から認められる成功体験を積み重ねることで自己肯定感を高め、将来にわたって地域を支える意識を醸成することが極めて大切であると考えております。具体的な施策につきましては、指導課長より答弁させていただきます。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

指導課長、丸山信彦君。

○指導課長（丸山信彦君） 御質問に答弁させていただきます。地域資源を軸にした体系的な教育の構築という点では、現在のところ取手市としての構築はされておりません。しかしながら、現在におきましても各小中学校において、子どもの発達段階に応じて地域資源を生かした体系的な教育を行っているところです。小学校では市内の公共施設や職業施設、医療機関からの学び、また地域の専門家から学ぶ取組、中学校では職場体験やキャリア人材を活用した学びなど、取手の地域資源を生かした教育を数多く行っております。アートで一例を申し上げますと、来年度、アートスタンプラリーなんていうのも、ちょっと今、企画を考えているところでございます。子どもたちが大人になってからも、子どもの頃にアート、アートと言って……

[チャイム音]

○指導課長（丸山信彦君） （続）何か市内のアート作品を回ったなどか、そういうた當時のことと思い起こさせるような経験や思い出を子どもたちに残していくことで、取手への愛着は育んでいけるものだと考えております。以上でございます。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） ありがとうございます。やっぱり子どもがやらされてるという感じじゃなくて、やってて楽しいとか、そういう記憶・体験に残るということが非常に重要なと思っております。子どもたちがやらされてるという感覚にならないような、地域資源を生かした、子ども一人一人が率先して興味があること、こういったことに取り組んでいくような取手ならではの取組をお願いしたいなと思います。

続きまして、とりかめくんに移りたいと思います。とりかめくん、誕生10周年ではモザイクアートということで、子どもたちの写真をモザイクにしてつくられたということで、非常にとりかめくん人気があるということで、本当はこのとりかめくんを使っていろんなことを子どもたちに、そういう意識の——愛着に対する醸成をしようと思ったんですけども、とりかめくんの位置づけというのが非常に微妙な位置づけだということをちょっとお聞きしてますけども、とりかめくんの位置づけというか、職務とかがあるんであれば、それをちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

健康福祉部長、彦坂 哲君。

[健康福祉部長 彦坂 哲君登壇]

○健康福祉部長（彦坂 哲君） それでは、本田議員の御質問に答弁いたします。子どもから高齢者まで、市民一人一人が健康で幸せに暮らせるまちづくりのシンボルとして、とりかめくんが誕生したのは、ちょうど令和6年度で10周年を迎えました。その際には、とりかめくんと一緒にモザイクアートを作成するなど、様々な形でイベントを開催しております。また、昨今も含めて、市内のイベントにおきましては、愛くるしい姿で場を盛り上げながら健康づくりの大切さをPRしています。このような形で、とりかめくん、健康

づくりの大切さ、また関心を高めることということで活躍しております、とりかめくんの……

[チャイム音]

○健康福祉部長（彦坂 哲君）（続）職務ということになりますが、こちらは、とりかめくん、事務分掌いたしましては、市民一人一人が健康で幸せに暮らせるまちづくりのシンボルとして、健康づくり推進課に所属する形で活躍しております。引き続き、取手市の健康づくりのシンボル、そして健康づくり推進課の一員として、その目的を達成するための職務に当たってまいりたいと思います。以上です。

○議長（山野井 隆君） 本田和成君。

○2番（本田和成君） あくまでも健康づくりのキャラクターということで、本当は取手の顔になってほしいなと思って、これ質問入れたんですけども、ぜひ取手の顔になるようなキャラクターも、市民の子どもたちを含めて巻き込んでつくっていただきたいなと思います。以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございます。

○議長（山野井 隆君） 以上で、本田和成君の質問を終わります。

最後に、遠山智恵子さん。

[23番 遠山智恵子君登壇]

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山智恵子です。よろしくお願いします。「最後に」ということで、議長から大きな声が出されましたけれども、最後に行います。6月・9月議会に續いて、新川・新堀開発について、再々度、質問するものです。令和4年7月——エリアとしてはこういう形になりますね、御存じでしょうか。牛久沼ほとりというか双葉地区との——双葉団地との間にあります。相当広いです。そこで、埋立て事業における法定外公共物（水路及び道路）及び市道の許可工事に伴う是正指導に対する回答について、当時、事業者から取手市長宛てに提出された地元住民要望に対する回答書があります。これまで改善を求めた、いわゆる8項目の件です。ここに番号が振ってあるんですけれども、残念ながら未解決状況にあります。現事業に対する取組状況をまず伺います。

[23番 遠山智恵子君質問席に着席]

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

[建設部長 渡来真一君登壇]

○建設部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。新川地区につきましては、令和2年4月に茨城県の埋立て許可を受け、許可範囲及び許可区域への仮設搬入道路に取手市で管理する市道や法定外公共物なども含まれていることから、道路法第24条及び取手市法定外公共物管理条例第4条の規定に基づき、土地所有者である取手市の許可を受け、一般事業者が工事を実施しております。令和7年第3回定例会におきまして、遠山議員からの一般質問でも答弁のほうはさせていただいたところではございますけども、令和4年度に施工業者から提出されました回答の内容につきましては、一部未実施の部分でありますとか未完了の部分などもございます。令和5年12月より施工

業者が変更となっておりますが、管理課では本年8月に地元住民と施工業者との話し合いの場を設けさせていただきました。道路管理者であり、法定外公共物所有者である市といったしましては、現在の施工業者とも、これまでの経緯や懸案事項を共有しつつ、今後も指導及び協議を継続してまいります。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 早急に残りの部分、対処するよう求めて、次に移ります。

2点目の質問なんですかでも、担当課との事前調整会議の中で、当時、株式会社オリエントファームによる土砂等による土地の埋立て申請は茨城県事業であり、事前協議はあくまでも県と事業者間で行われ、取手市は各所管課の意見書を県に提出したものと確認いたしました。ですから、責任というところでは県にあるということでしたので、質問要旨の事前協議を行った市の責任についての答弁は行わないということで、了解の上、求めないことにしましたので、ここで改めて説明、報告させていただきます。その旨、議長、よろしくお願ひいたします。

質問を続けます。私はこの間、管理課、環境対策課及び茨城県県民生活環境部廃棄物規制課に対し、本事業に関する情報開示請求を行い、調査・検証を進めてまいりました。令和4年3月14日、県が計画外の埋立てを理由に許可を取消したわけですかでも、取手市は搬入路とする法定外公共物の使用・工事の許可を改めることなく、毎年繰り返し許可しております。地元から問題視されている点について、まず、現場を知る上で写真を御覧ください。

[23番 遠山智恵子君資料を示す]

○23番（遠山智恵子君） まず1点目、これは事業者が住民要望に応えて取りあえず素掘りの側溝を造ったんです。ところが今現在はこういう状態、来年田んぼどうなるのかな——稻作どうなるのかなというところで、心配されております。

2枚目、分かりますか——仮設道路なんですかでも、民有地を越境して築造されています。太陽光先に——この手前ですね、こここの場面は。あっ両方にありました。前にも後ろにもありますけれども、この辺は太陽光パネルが並んでおります。ところが太陽光施設の下の水はけが非常に悪く、ポンプで繰り返すもの——ポンプ、これがポンプなんです。実は石灰が詰まって、ポンプを4回も交換して非常に困ってる。もちろん、その先の農家も困っているということはもう当然のことです。この写真は、もう1枚、もう1か所というか、こういった形で民有地を越境して、これははっきり言って法律違反じゃないのというふうに思っているところなんですかでも、こういった現状です。

続いて——覚えているでしょうか。一面にガラススラグが混じっています。相変わらずです。これはついこの間、1週間前でしたかな、写真を撮ってきたものです。市は、スラグは許可していないということが、以前、住民懇談の中で明確に答えられております。搬入元の確認されたのか、また資材なら仕様書を示していただけるのか、この点も——これもガラスがいっぱいということでね。それでこれは6月でしたか、たしか写真、皆さんに

示しましたけれども、これ、なかなか写真では分かりにくいんですけど、全てきらきらきら光ってるんですよ。ということはガラスが混じっているのが、もう一面、この山、積まれたところにも搬入されたということです。で、これは搬入路等仮設道路に位置づいでいるものなんですが、お分かりいただけんでしょうか、先がくねっと曲がってるんです。で、ちょっとこう地域の方に——住民に——地権者でもあるんですけども、立ってもらって実は手を広げてるんですけどね、なかなか写真がうまく確度とれなかつたんですけど、真っすぐ行ってないでしょというところで写真を撮らせていただきました。測量して本当にきっちり進めていたのかというところが、疑義を抱いているところなんです、これら一連。許可している以上、これ、今に関しては指導監督するべきは取手市、現状に対する所見を求めます。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁させていただきます。今何枚か写真のほうを見せていただきましたが、全体を通じた答弁とさせていただきます。まず現場写真についてなんですが、まず一番最初に映った排水路につきましては、もともとこちら新堀という部分がありまして、この新堀自体がほかの圃場よりも低いことから、しぶり水——地下水が流れていたと、地元住民からの御意見により施工業者が施工しました。しかし、現在の断面よりも大きな断面が必要という御意見もありますので、施工業者とは、皆さんの御意見にどこまで応えられるかということで協議を行ってまいりたいと考えております。

また、路盤材に使用されている部材に関しましては、再生砕石RC40としての、施工業者からこの材料に対して各種試験結果が報告されております。こちらのほうの再生砕石のほうにガラス片が混入されているという報告を受けまして、現在施工業者の方に報告・協議を行うこととしております。

あと、電柱が映っていた写真のほうなんですが、民有地を越境して築造されているという件についてなんですが、こちらの写真のほうの市道2-3144号につきましては、ソーラーパネル事業者より、資材搬入の面で、もともとの現道が狭隘であったことから道路法第32条の申請が提出されて、民有地も含む仮設道路としての築造として書類のほうが提出されている状況になっております。

最後に、搬入等仮設道路、——曲がっているというところについてなんですが、当初はこちら全体の埋立て事業として茨城県の許可申請を行われており、地区内の取手市及び法定外公共物も含まれることから、私たちの管理課の意見としましては、境界のほうを確定して、くいを明示してほしいという条件を茨城県のほうに提示しております。その後、施工業者さんの方から、埋立てのほうを全部やるということで、実際には、埋立てのほうが完成後に境界立会いを行いたいとの申出を受け工事に着手したという経緯になります。現在、埋立てのほうの許可が取消しになったということで、当時の同意書の内容とも異なることから、施工業者には引き続き指導を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23 番（遠山智恵子君） 現場をよく把握されているということで、山田課長から答弁いただきました。本当にこの事業を——この新堀に関しては、当時から関わっていたのは、今現在、現職というか職員の中では山田課長お一人ですものね。こんな広い開発区域、本当に御苦労されてると思っております。そうは言いましても、この中にも当時、建設部長であったりとか、課長であったり、あと競輪のほうにも、退職されてもそこに配属されている元職員の方もいたりということで、ぜひ取手市——行政側としては、中村市長ももちろんそうなんですかけれども、一つになって対応していただきたい、またやつていただかなないと困るところです。大変な問題になってますので。それから県のほうにも、私は改めて責任あるんだなというのを——今、山田課長の答弁からも感じたところです。県にもしつかり——情報開示請求したところなんですかけれども、そういう意味では、ただしていくたいと思っております。

続いて、次の質間に移ります。（1）になります。茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に——県のほうなんですけど、この要領はね。地元関係者に対する説明会として、埋立て等区域の境界から原則として300メートル以内に居住する住民に説明しなくちゃいけないよってことなんですかね——とあります。ましてや地権者のほとんどが新川の方々です。肝腎の地権者の皆さんのが事業内容等の説明が行われていないということで、令和3年2月22日、市政協力員と地権者の方とで環境対策課に説明等を求める要望書を持参しました。ところが、なぜか突っ返されたというんですよ。もう許可したんだから駄目だよ、無理だよということですね。

で、同年、令和3年、地権者の皆さん納得いきませんから、何せ7,271筆もあるこの広い区域ですから開発区域。で、9月27日、当時、中村市長が県議会議員のときに、地元から要請というか要望を受けて、よしということで、県の職員、そして市は市の職員はもちろんのこと土地改良区のほうも、また地権者の皆さん、何人いたかちょっとそこは確認していないんですけども、そこに、あと市議会議員も——現職議員の中に3名いらっしゃいますけれども、参加されて懇談会が持たれたということで、本当にざっくばらんに。私も記録を読ませていただきました。これはオープンにはしませんけれども、本当にざっくばらんに話合いが行われたんだなということで、これ本当、中村県議の力だったんだなというのは私は認識しているところです。で、同年11月——9月に行って、その次の11月、埋立て区域内の地権者の同意書の私文書偽造について、被害届を実は地権者の皆さんで取手警察署と県を持って行き、県には数回出向いたということも確認しております。さらに同年12月7日、懇談会に参加された市議の中で相談し、建設経済常任委員会の議案外質疑通告を提出しました。ところが、なぜか取り下げてほしいということを受けて、取り下げるようになったということです。そして、それらの流れをくんで——経過して、ついに令和4年3月14日、茨城県は、計画外埋立てをまず理由にして埋立て許可を取り消したわけです。それなのに取手市は、搬入路申請に対し、毎年繰り返し許可してきたわけです。こうした一連の流れに対し、説明、答弁できるでしょうか。もしできましたらお願ひしたい。できないって言うんだったらいいですよ、次に移ります。あっ、手を挙げてい

ただいてます。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、遠山議員の御質問に答弁をさせていただきます。埋立て事業の説明会の開催につきましては、今、議員のほうの御質問の中でもございましたけれども、茨城県土砂等による土地の埋立て等に関する事前協議要領に基づきまして、事業計画者が周辺地域住民の理解を得るために地元関係者に行うこととなっておりまして、地元関係者の範囲は、埋立て等の区域の境界から原則として300メートル以内に居住する住民、埋立て等区域の敷地に隣接する土地の所有者、埋立て区域の排水等を放流する水路の管理者となっております。説明会の開催の周知につきましては、令和4年第2回定例会におきまして、佐藤議員の一般質問でも御答弁をさせていただいたとおり、説明会の開催日等を把握できない人が出ないように、開催通知書のポスティング、郵送を行うよう指導し、周知を行ったと事業者から報告を受けております。また、市が指示したとおり、説明会開催の30日以上前に埋立て区域内に看板が設置され、看板に明記されたとおり、平成30年12月15日、双葉自治会館にて説明会が開催されたことも議事録にて確認をさせていただいております。なお、要望につきましては、内容についてお話を伺うなど応対をさせていただいたと考えております。それから、事業者の許可の取消しにつきましては、こちらももちろん議員の御質問の中にもあったとおり、茨城県の行政処分の公表において、本件事業者が埋立て等の区域拡張の変更許可を受けずに、埋立て区域等に隣接する土地の埋立てを行ったため、茨城県土砂等埋立て等の規制に関する条例第17条1項2号の規定により、埋立て許可が取り消されたと市では認識しております。

[まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 今の部長答弁にありました現地での看板なんですけど——看板ね、ちょっと地図、これで足らないんですけど、もっと大きい地図が実は——何せ広いから。これだけ分かりやすいというところでこれを示したんですけど、この双葉団地のぐ一っと先、ここにあるのは勘兵エ堀、古八軒とも言わされて地域の方から大事にされている用排水路です。このず一っと先に看板が立ってるんですよ。立っていたんですよ。私たちも初めてこの話を伺ったときに、その看板を確認してきました。そこが双葉の外れで、勘兵エ堀を渡る——渡るというか橋がかかっていて、この新堀——このエリアに入れるんですけども、そこで当時、日本共産党の関戸元議員が、「磁石につくって、おかしいぞ、これは。これスラグだよ、産廃だぞ、これは。産業廃棄物に違いない」ということで、関戸さんは本当に市内あちこちの埋立て問題には本当に——明らかな目、何ていうか通の方ですから、そういうことで関戸議員も佐藤隆治議員の後に一般質問を行ったところです。現地の方に——地権者の方に言わせれば——話を聞くと、「関戸さんが出してくれたことなんだけれども、その上に——もう上にちゃんと土乗っかつちゃってますよ、もう分かん

なくなっちゃったね」という、それが実態だということなんです。解明せずに終わってしまったというところなんですかけれども、それでもまだまだ、先ほどの写真で見せたように問題があるんじゃないかということです。ですから、看板が向こうにあったということでは、新川の地権者、本当に今、搬入路の新堀の入り口ですよね。その隣に住まいを設けて住んでいる地権者の方、またこの地区内に住んでる方、2軒あります。その方たちも全く知らなかった。「何始まるんだろう、あれっ何かトラック入ってきたぞ」、そういう状態だったんですよ。だから本当に県に——これから県にも私はもっと働きかけていく必要があるなという認識を持っているんですけども、本当に地権者の皆さんか、ちょっと不満というか疑義を抱くというのは当然だなというのを改めて、今回、情報開示請求をあちこちから取りまして、よく本当に照らし合わせると話がつながったわけなんです、現状が。そういう意味では、各担当課とも連携しながら取手全体で取り組んでいただきたい、改善に向けていただきたいと思います。あと併せて、ここでは双葉自治会で説明があったとき、太陽光パネル再稼働というか、——そういうことで、太陽光パネルを私たちも推進して立場ではあるんですけども、その下で農業ができるんだということで、いい案だねということ——実は私、参加したんですよ。そのときに、「自分は地権者じゃないけど、これいいことだなって楽しみなんんですけど、でも、これ土地持ってる人の了解は取ってるんですか」と言ったら、「はい、これからやります」という発言あったんです。で、開示請求した中に、やっぱり1行入ってました。ああやっぱり私の記憶、間違いなかったなと思ったんですけど、それが現実なんですよということを、ここで伝えておきたいと思います。じゃあ写真お願いします。

[23番 遠山智恵子君資料を示す]

○23番（遠山智恵子君） 最後の写真になります。これは新堀が埋められたということで、排水路の排水が思うようにいかないということで、搬入路とする築造の一环が分かりますかね。手前が何だっけ——こうやってすぐ片仮名忘れちゃうんですけども——があって、その前に水が流れるようになるわけなんですけど、その断面図、この断層を見ていただきたい。この真っ白になってる。これ本当に土なんでしょうか。あり得ません。ということは、結局、問題なんじゃないのと。いろんな色の水が出てきたけどということで、私たち、地域の方と一緒に取り上げたわけです。この写真、これはついこの間、1週間前の写真です。前にも撮ってきて、もう全然変わりがありません。何かむしろ白く、先のほうに何か泡じゃないけど何か浮いてるなあ。だから業者さんが言うように、「これは排水路の下に白濁色の沈殿物、これは石灰だろう」ということで、「だからポンプを4回も取り替えてんだよ、もう弁償してもらうしかない」という、そういう声もあるのは当然かなと思います。これで写真は終わりですね。こういった現場なんです。この排水路ですね。この認識——どのように受け止めているのか伺います。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 答弁させていただきます。今、写真のほう映ってましたけども、路盤材に使用されている部材は、色の違いがあるんですけども、両方とも再生碎石で

あるという認識をしております。再生碎石につきましてはRC40というもので、様々な粒度を調整して配合された材料となっております。茨城県及び施工業者でも、この周りに隣接した水たまりのほうの水質調査を実施しております。なお、茨城県については、白濁した水が再生碎石由来のものか、調査も併せて実施されているということを伺っております。その結果、試験結果のpH値では、ほぼ中性——pH値というのが酸性、アルカリ性というのがあるんですけども、pH値としましてはほぼ中性であったということと、水の臭いがあったということから、県の見解では、茂みのほうの根腐れした草木が溶け出したものではないかという見解をいただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 周りは田んぼで、また稻作・畑を作っている——畑で農作物を作ってる農家さんがいらっしゃるので、そういう意味では、単純にpHとしてはほぼほぼ安定みたいな、問題ないような答弁なんですけれども、本当に農家さんの立場に立てば、どうなのかなって受け止めていただきたい。

3番目なんですけど、原状回復工事、これあくまでも仮設ですものね。県の許可申請出した時というか——業者に出した——事業者に出したときの要件としては、原状回復することとやっぱり明記されておりました。取手市側もそうだと思うんですけども、新堀もね。それを現在の事業者は認識されているのか、ちょっと確認させてください。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。取手市法定外公共物工事施工許可書には、許可条件としまして、新堀部分の一部については仮設道路であるという条件を付して許可を行っており、施工業者においても、この仮設道路であるという認識を持っていることを確認しております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 安心しました。許可されてる——認識されてるということなので。このことは県のほうにも私からも——私のほうからも、ちょっと県も事業終わったから終わりじゃなくて、しっかり後々見てってくださいということを言っていますからね。

で、4番目です。これらのが事業者によって誠実に実行される確証が示されるまで、やり取りで、口頭で確認はしているとは思うが、それも大事なんですけど、確証が示されるまで、原状回復に関わるもの以外での法定外公共物の使用・搬入——搬入ですよ、そもそもは禁止——止めておいていただきたいと思うんですが、できますよね。止められますよね。その点、答弁をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の御質問に答弁いたします。今おっしゃられた法定外公共物というものは、一般に供しているもの、皆さん、誰でも通つていい部分でございます。法定外道路に隣接して、実際あの地区の中で土地を活用されている方々がいらっしゃることを考慮しますと、全ての通行を制限することは困難であると考えております。しかし、現在も許可申請期間であることから、通行の際にはこの施工業者と協議していただ

く必要があると考えております。地元住民のほうからは市に対して、車両が通行する際の安全面等について不安を訴えられるお声もいただいておりますので、引き続き、車両の通行に際しましては、地元住民への特段の配慮をお願いするなど、指導を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 心強いなあ山田課長、「特段の」というところで。要するに トラック搬入は止めといてねということです。よろしくお願ひしたいと思います。

5番目、最後に、行政は市民の理解が重要不可欠。今定例会の冒頭、全協においても中村市長からもありました。地方自治体職員としては——の立場といいますかね、市民優先でということで、市民の立場に立ってということが確認されたと思います。早急に新川での行政による執行部から説明会を行っていただきたい。地元新川地権者の要望であることは言うまでもありません。その地権者の声を私は今回こうして届けている立場なんですが、説明会を早急にというのは、安心していい正月を迎えることだったんですよ。どうですか。まず行ってください。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問に答弁いたします。本年の8月には、私ども取手市主催による地元住民と施工業者の話し合いにおいて、法定外公共物や市道について、現在行われている工事の内容の確認、境界ぐいの復元などについて協議のほうを実施いたしました。その際にも、以前からの懸案事項である排水路や再生碎石の安全性についても話し合いを行ってまいりました。こうした懸案事項に対する調査結果の報告や測量時期など進捗状況を踏まえながら、説明会を開催したいと考えております。今後も法定外公共物所有者である取手市として、施工業者に指導及び協議を継続して行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） この現場をよく知ってる、当時から関わって——関わるという言い方が変ですけど、担当している山田課長としては、どうしても山田課長というところに地域からも声をかけられているのが、そこに集中してんじゃないかなと思います。1人で受け止めるだけでなく、心強い部長であったり、ましてや中村県議時代に間に入つて連携を取っていただいたわけですから、今はもっと力強い市長ですからね。そういう意味では、市長を中心に改善に向けて、地権者の皆さん納得いくように行って進めていただきたいと思います。私もやり取りを通して担当課の説明とか——これ、こうなんですよという話ももちろん、皆さん力持てる優秀な職員ばかりなんで、そういう意味では逆に教えてもらう面もありました。だから、確認できたところは私も、ああそういうことかということで、じゃあこれは答弁は要りませんということでこういうふうに進めているわけです。そういう意味では、市民に説明して理解を深めるということは今の最優先事項だと思いますんで、よろしくお願ひいたします。では、新堀の件は以上で終わります。

続いて、農業問題に入ります。気候変動や全国の災害から、米の増産は重要不可欠と考

えています。ところが、石破首相もそう言ってたはずなんですけれども、ところが自民・維新になって、減産して不足したら輸入するとしています。学校給食や市民への食料安全保障の面から、ぜひとも農業関係団体や農業従事者の皆さんと協議の場を持ち、取手市ならではの取手市農政ビジョンに取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

まちづくり振興部長、森川和典君。

[まちづくり振興部長 森川和典君登壇]

○まちづくり振興部長（森川和典君） それでは、遠山議員の御質問に答弁をさせていただきます。米の安定供給は、食料安全保障の確保において非常に重要な課題であると認識をしております。また、日本の食料自給率低迷が問題となっている中、昨年からの米価高騰は、改めて農業の重要性が浮き彫りになっていると感じております。そのような中、遠山議員の御質問にもある農業関係団体や農業従事者の皆さんとの協議の場を持ち、取手市農政に取り組むという点についてですが、まず農業関係団体との協議に関しましては、主に県南地域の自治体やJAで組織されているつくば地域農業改良推進連絡会議において、各地域の作付状況や品種別の取れ高傾向、さらには高温による農作物への影響等の課題などを協議し情報共有を図っており、自治体間では農業支援の取組状況を意見交換しております。また、市内農業団体とも単に補助金を交付するだけの関係性ではなく、県のつくば地域農業改良普及センターとともに、有効的な病害虫予防やかんがい方法等の情報共有、情報提供や収集も行っているところです。そういう場においての現場の声を直接伺うこととも、農業支援を行っていく上で重要なことと認識をしており、引き続き県や農業関係者、農業機関との交流を深め、生産者の声を酌み取り、今後の農業振興に生かしていきたいと考えております。

[まちづくり振興部長 森川和典君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私も以前、農業問題で、普及センターは本当に心強いということで発言・紹介したと思いますけれども、本当に専門家、専門職なんだなあというのは本当に心強い限りです。そういうところで、地域というか、近隣の市町村を含めて協議を持っているというところでは、いい方向に進められればいいなと思っています。前回、答弁で、国の施策というか——に注視してまいりますって最後にその答弁があって、「えっ、国だけじゃ駄目だよ」ってね。「当てにならないよ、農業って」、私は思ってたところなんで、これからいろいろな声を聞きながら取手市ならではの農業問題、農政に取り組んでいただきたいと思います。そこで、改めて食の安全を考えれば有機農産物が挙げられると思うんですけども、是か非かだけでもいいので、所見を求めたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。現在、取手市において有機農産物を生産している農業者はおりませんが、昨年度、有機農産物に挑戦してみたいといった農業者が現れ、現在、つくば地域農業改良普及センターの協力を得て、他市の有機農産物

生産者の方で雇用就農といった形で有機農業を学んでいる方がいらっしゃいます。今後そういう方たちが市内において有機農産物生産に取り組んでいただけることを期待すると同時に、どういった支援ができるかについても、関係機関と協力しながら検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 何か一歩二歩、大きく何か進めそうだなって安心しました。——まだまだ安心できないかな。続いて、2点目の農業公社の役割も重要なと思うんですよ。毎回、取り上げているわけなんですが、改めてその辺の農業公社について所見を求めたいと思います。

○議長（山野井 隆君） 農政課長、染谷 久君。

○農政課長（染谷 久君） お答えさせていただきます。先ほど部長答弁にもありましたとおり、取手市の農業振興を図っていく上で、農業団体や農業者との協議を行っていくとともに、一般財団法人取手市農業公社による農業者支援の役割も非常に大きいと感じております。毎年、遠山委員から決算報告時に御質問を受ける公社の施設更新についてですが、昨年度実施したサウンディング調査の結果を踏まえ、育苗事業の主要となる施設の一部更新を優先して行うために、今年度から、乾燥調製及び稻刈り料金の改定を行うとともに、来年度は、水稻苗の販売価格も改定します。さらには、事業内容の見直しを行い、更新費用を捻出するための努力も行っております。今後も、農業者への安定的な支援が継続できるよう、更新を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私たちね、家族農業を大事にということで、世界もそういう流れで頑張っている国もたくさんあるわけなんですが、そういう意味では、取手市の中でもまだ家族農業で頑張っている農家さんもありますので、機械が駄目になったら公社を活用するとか、そういうことにもつながりますので、ぜひ、継続維持を願っておりますので、ぜひまた活性化を。理事会の、何かすごく意見交換も盛り上がってるという話も聞きましたのでね、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。農業問題、以上にします。

続いて、各公民館について、改築・改善について質問いたします。1点なんんですけど、老若男女、子どもたちも含めた地域コミュニティづくりはますます重要課題になっています。その拠点となる社会教育施設として、公民館の個別施設計画を確認させてはいただきましたけれども、改めて、取手市、そして教育委員会の方針を伺います。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

教育部長、飯竹永昌君。

〔教育部長 飯竹永昌君登壇〕

○教育部長（飯竹永昌君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。取手市では平成28年度に、将来を見据えた公共施設やインフラについての基本的な方針の考え方を定めました取手市公共施設等総合管理計画を、また令和4年度には同計画の第一次行動計画が策定されました。さらに令和6年度には、公民館14館を含む市民文化施設

を対象としました取手市市民文化系施設個別施設計画を策定し、今後10年間の市民文化系施設の維持更新についての方針を記載しております。この中で在り方検討を行いまして、目標使用年数を80年と定めた施設につきましては、40年目を大規模改修、さらに20年後の60年目を長寿命化改修ということで位置づけております。

[教育部長 飯竹永昌君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） その管理計画の前でしたよね、公共施設マネジメントというのがつくられて、ちょうど合併してすぐだったと思うんですけど、一、二年目でつくって。私は旧藤代町だったんで、ああこんなにいろんないい施設もあるんだということで受け止めたわけなんですけれども、詳しく建設年度ですとか、将来こういう形で考えていくとかということで示されておりました。私は今でも大事に——ばらばらになりながらも確認しているんですけども。ただ、その当時というか、経済が不安定になって、行革推進だとか、いろいろな国からの政策も降りてきて、統廃合というのがすごく打ち出されたんですよね、いろいろな面で。もう既に学校とか保育所なんかがこういう形で進められた、それも一つだったんじゃないかなというふうに私は受け止めているんですけども、やはり、これからは長寿命化ということで大切に維持していくべきだろうということで。今回、議会では多数の議員が、公民館の在り方というところで取り上げていきましたので、ああとてもいいなということで、そのもとになるのが行政側で執行部側が、こういったことで動きを——活動範囲を広げ、動きをつけてくれていたんだというところで、改めて再認識させていただきました。そういう意味では、本当に統廃合進められるのかな、特に藤代は歩いて公民館に行けることが大事なんだ、本当は図書館もそうあるべきだということで、全ての7館公民館に地区公民館が当時、館長の政治姿勢というか政策で地区公民館ができたんですよ。元藤代——よく御存じです。ということで、だから、そういう意味では、地区公民館は真っ先に統廃合されるんじゃないかということで心配して、今回質問をさせていただいたところです。ただ、あわせて、もう取手市ですから、永山とか寺原公民館が相当古くなっています。ほかの議員からもその辺どうなのかということで、今、井野公民館もやってますけれども、めでたく地域要望を受けてエレベーターをつける——早く教えてあげればよかつたんじゃないのと思うんですけども——まあよしとしましょう。結果的によくなるわけですから、前向きに受け止めていきたいと思っています。そういうことで、ちょっと持論というか心配してた点を述べてしまいましたけれども、存続ということで説明されました——答弁いただきましたので、これからも注視していきますので、よろしくお願ひしたいと思います。公民館について、以上にします。せっかくですけど、秋山課長、何か言いたいことがあります。——大丈夫ですか。

[笑う者あり]

○23番（遠山智恵子君） 介護保険も忘れずにお願いします。ということを常に言ってるんですけど。

最後の質間に移ります。市道0130号線の安全対策についてです。双葉団地の先になり

ます。つくばみらい市との間にずっと、いわゆる農道のような、それが6号国道——龍ヶ崎の佐貫のヤオコーがありますよね、あそこから橋を渡って——急な太鼓橋を渡って、そこからずっと、あれが0130号線なんですよ。その安全対策について質問します。以前から地域要望として、反射板のついた車止め設置を求めてきたわけなんです。ところが、いろいろ白線を引いたりとかいろいろやってくれてはいたんですけども、「田んぼに落ちてる車があるということで地域から要望出されてるよ、何とかなりませんか」ということで、要望は担当課のほうにつないでいたんですけど、残念ながら10月——夜7時頃です。地域の方から電話をいただきまして、「遠山議員、今すごいですよ、事故があつて」ということで、「もう現場見てください」という声がかかりまして行ってみました。まさか、すぐそばは寄れませんでしたけれども、物すごいこうこうと電気がついてライトがついて大変な事態、車両による正面衝突事故、救急車も来ていました。取手警察署によりますと、昨年度はこの道——この道路で41件の事故があり、ほとんどが接触物損事故であったとのことです。正面衝突、残念でしたけれども、ここ5年ぐらい遡ってみたけど、正面衝突まではなかったようですよというのを、取手警察署で本当に真摯によくまめに動いてくれている警官がいまして、報告・説明を受けたところです。地域からも再三の安全対策・改善が求められているところでもあります。道路等生活基盤優先の安全な整備を求める立場からの質問です。答弁をお願いします。

○議長（山野井 隆君） 答弁を求めます。

建設部長、渡来真一君。

[建設部長 渡来真一君登壇]

○建設部長（渡来真一君） それでは、遠山議員の御質問に答弁させていただきます。ただいま御紹介いただきました市道0130号線でございますけれども、ここの区間、双葉団地からつくばみらい市域中を結ぶ区間につきましては、国道6号と県道谷田部藤代線を結ぶ路線として、朝夕ともに交通量が多く、また直線で見通しもよいため、そういう路線であるというふうに認識しております。こちらの区間の事故件数について、私どもでも取手警察署のほうに確認のほうを取らせていただきましたところ、令和6年度は21件、令和7年度につきましては11月26日現在ですけれども、18件というふうに伺っております。ほとんどが接触事故というのが多いという情報も伺っております。この当該路線ですけれども、舗装の劣化によって発生する穴ぼこなどがパンクなどを引き起こす要因ともなることから、利用者からは修繕の御要望をいただいていたことや、1級市道路線としてクラック等が多いことから、道路長寿命化対策の一環として、令和5年度・6年度の2か年において、つくばみらい市との行政界から双葉団地までの約900メートルの区間で、舗装の打ち替えと外側線等の引き直しを実施いたしまして、夜間における路肩の視認性向上などを含めた通行の安全性を確保いたしました。また、改正道路交通法施行令の施行によりまして、令和8年9月1日から、生活道路における自動車の法定速度が、時速60キロメートルから時速30キロメートルに引き下げられますが、当該路線につきましては、現在の法定速度が時速40キロメートルとなっていますけれども、こちらも時速30キロメートルに引き下

げられるというふうに伺っております。こうしたハード面の整備と速度規制といった対策も合わせまして、さらなる安全対策につきましては、引き続き取手警察署とも連携を図りながら調査研究してまいりたいと考えております。

[建設部長 渡来真一君答弁席に着席]

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私、取手警察署に確認したときに、ちなみに、その先のつくばみらい市側は、「昨年事故件数はどのくらいあったんですか」と聞いたら、19件だったそうです。取手側は41件の事故があったということで、本当にすごく違うわけですよ。倍近く、取手は多かったということなんです。そういう意味で、なぜこうなるのかなあと思っているんですが、担当課のほうでは分析というか——しているでしょうか。

○議長（山野井 隆君） 管理課長、山田哲也君。

○管理課長（山田哲也君） 遠山議員の質問にお答えいたします。私ども今回の質問を受けまして、11月26日、取手警察署交通課長、中里様から、路線に対する事故件数を確認させていただいております。先ほどちょっとうちのほうでお答えさせていただいたのが「年度」になっちゃったんですけど、基本的には「年」でございます。ということは、令和6年は1月から12月、令和7年は1月から今現在ということでお答えさせていただきたいんですが、21件、物損です。人身はゼロ件。令和7年は現段階で18件、人身は先ほど御説明あったとおり正面衝突が1件ということになっております。これは取手警察のほうの交通課長からも確認させていただいたんですけども、これ県警本部でつかんでいる数字でございます。ということで、路線に対する数字でございますので、基本的にはそこの道路に関しては途中から行政界が変わるということではございますが、そこまで分けた数字は持っていないということでお答えのほうはいただいております。以上です。

○議長（山野井 隆君） 遠山智恵子さん。

○23番（遠山智恵子君） 私が確認させていただいたときの話によると、双葉団地の安全策ということで交互通行をやってますよね。大分、地域の方も慣れてきたかなあと思うんですけども、朝夕の通勤車両がとにかくスピードを出していって、そこは薬局の前の交差点で死亡事故まで起きてしまったところですから、あの手この手を取り組んでいたいた。そういう意味では、交互通行を終わって、双葉団地内からつくばみらい市に向かって真っすぐな道路に出たとき、やっぱりこれ普通誰もそうだと思うんですけど、スピード出がちなんですよねと、警官も言っておられました、係長かな——も言っていたんですよ。だから、その辺も何とか改善をと思ってはいるんですけども、それに対するスピードとか、その辺の何か具体策みたいなもの——まあこれから検討していくって、最初、部長答弁にありましたものね。細かいことは——たまには早く終わるようにします。

[笑う者あり]

○23番（遠山智恵子君） 1時間たっぷり、足りないぐらいだったんだけど、初めてです。だから、いい答弁というか、前向きな答弁はいただいたんで、細かいことはまた担当課に行ってしっかり膝を交えて——膝を突き合させて、地域改善のために取り組んでいき

たいと思いますので、これ以上はやめることにします。中村市長、新堀の件よろしくお願ひしますね。県議時代で頑張ってやってくれたんで。そのことがきっかけでここまで来たというふうに私も認識——受け止めてますので、よろしくお願ひいたします。議長、以上で終わります。

○議長（山野井 隆君） 以上で、遠山智恵子さんの質問を終わります。

休憩します。

午後 3時06分休憩

午後 3時12分開議

○議長（山野井 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。ただいまの休憩中、本田和成君から発言取消し申出書が提出されました。本件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認め、本田和成君の発言取消し申出の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

#### 追加日程 本田和成君の発言取消し申出の件

第 1

○議長（山野井 隆君） 追加日程第1、本田和成君の発言取消し申出の件を議題といたします。

本日、本田和成君から、本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって、御手元に配付しました発言部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山野井 隆君） 異議なしと認めます。したがって、本田和成君からの発言取消しの申出を許可することに決定しました。

以上で通告された一般質問は全て終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午後 3時14分散会